2022年度
第6回業務委員会
資料№3

2023年3月8日

経過措置指定団地の2022年12月及び2023年3月解除並びに6月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2022年10月	2022年12月1日	2022年12月1日見込（2022年11月生産動態統計BASE）			2023年3月1日	2023年3月1日見込（2022年12月生産動態統計BASE）			2023年6月1日	2023年6月1日見込（2022年12月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−6 3.4%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 336 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	338 4.7%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−30 16.9%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 567 9.0%	*4.5%* 27 3.0%	594 8.2%	*0* *0* 5 9.3%	*1* 573 9.0%	*3.7%* 22 2.6%	595 8.3%	*0* *0* 0 0.0%	*1* 573 9.0%	*3.7%* 22 2.6%	595 8.3%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−77 43.3%	*0* *4* 0 0.0%	*45* 1,575 25.0%	*22.5%* 457 50.4%	2,032 28.2%	*12* *4* 13 24.1%	*53* 1,586 25.0%	*21.9%* 444 52.1%	2,030 28.2%	*1* *2* 1 5.6%	*52* 1,587 24.9%	*21.8%* 443 53.1%	2,030 28.2%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−3 1.7%	*0* *2* 0 0.0%	*27* 546 8.7%	*16.6%* 109 12.0%	655 9.1%	*3* *8* 6 11.1%	*22* 552 8.7%	*15.7%* 103 12.1%	655 9.1%	*1* *0* 2 11.1%	*23* 554 8.7%	*15.4%* 101 12.1%	655 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−18 10.1%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 274 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	274 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 274 4.3%	*0.0%* 0 0.0%	274 3.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 274 4.3%	*0.0%* 0 0.0%	274 3.8%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−27 15.2%	*0* *2* 1 33.3%	*29* 786 12.5%	*20.8%* 206 22.7%	992 13.8%	*2* *7* 21 38.9%	*24* 807 12.7%	*18.6%* 185 21.7%	992 13.8%	*0* *0* 10 55.6%	*24* 817 12.8%	*17.6%* 175 21.0%	992 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−39 21.9%	*0* *0* 1 33.3%	*16* 571 9.1%	*3.7%* 22 2.4%	593 8.2%	*2* *9* 6 11.1%	*9* 577 9.1%	*2.7%* 16 1.9%	593 8.2%	*0* *0* 0 0.0%	*9* 577 9.1%	*2.7%* 16 1.9%	593 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−4 2.2%	*1* *0* 1 33.3%	*12* 327 5.2%	*6.3%* 22 2.4%	349 4.8%	*0* *4* 1 1.9%	*8* 328 5.2%	*6.0%* 21 2.5%	349 4.8%	*0* *3* 1 5.6%	*5* 329 5.2%	*5.7%* 20 2.4%	349 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	4 −2.2%	*0* *0* 0 0.0%	*34* 1,111 17.6%	*5.2%* 61 6.7%	1,172 16.3%	*1* *10* 2 3.7%	*25* 1,114 17.5%	*5.0%* 59 6.9%	1,173 16.3%	*1* *0* 4 22.2%	*26* 1,118 17.6%	*4.7%* 55 6.6%	1,173 16.3%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	22 −12.4%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 202 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	203 2.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 203 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	204 2.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 203 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	204 2.8%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	<減少率= 7,380 100.0%	−2.4%> −178 100.0%	*1* *8* 3 100.0%	*165* 6,295 100.0%	*12.6%* 907 100.0%	7,202 100.0%	*20* *42* 54 100.0%	*143* 6,349 100.0%	*11.8%* 853 100.0%	7,202 100.0%	*3* *5* 18 100.0%	*141* 6,367 100.0%	*11.6%* 835 100.0%	7,202 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

【出典：生産動態統計 ほか】

2022年度
第6回業務委員会
資料№4

事　　務　　連　　絡
令和５年１月１６日

一般社団法人日本コミュニティーガス協会
関東支部　殿

関東経済産業局　ガス事業課

ガス事業法の遵守について（周知要請）

当局は、管内の旧簡易ガス事業者において、改正前ガス事業法第３７条の２及びガス事業法（平成２９年法律第５１号。）第７条の規定に違反する事実を確認しました。

このことは、ガスの需要家の利益保護の観点から、極めて不適切な事案であるため、同事業者に対し是正措置及び再発防止を図るよう指示するとともに、このような違法行為が繰り返されることがないよう厳重注意を行いました。

つきましては、類似の事例が発生することのないよう、貴会におかれましてもあらゆる機会をとらえ、会員各位へのガス事業法の厳守について周知徹底を図られるよう要請します。

＊業務部追記

団地の概要
同一街区、同一ブランドの複数棟集合住宅で建築がⅠ期・Ⅱ期工事と建設時期も別で、ガス供給時期も分かれていた。
ガス事業法改正以前の物件でありⅠ期工事分としては70戸未満であった。
ガス事業者経営陣の交替があり、社内ヒアリングで判明した。ガス事業者自らが局に申し出たため、事業者に対しては口頭注意で済んでいるものと考える。

同様の事例としては、2021年7月に沖縄でマンションの2期工事で70戸を超えてガスを供給しガス事業法違反として厳重注意を受けた例がある。

参考．関係法令

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

（変更登録等）

第七条　ガス小売事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　前項の変更登録を受けようとするガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

３～５（略）

改正前ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

（事業の許可）

第三十七条の二　簡易ガス事業を営もうとする者は、供給地点群ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第三十七条の三　前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二　供給地点及びその数

三　特定ガス工作物の位置、構造及び能力別の数

２　前項の申請書には、供給地点の図面その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

2022年度
第6回業務委員会
資料№5

地方創生臨時交付金を活用したLPガス料金対策

企業・営農者向け

都道府県	市町村	対象	期間	補助額	予算
北海道		中小・小規模事業者・個人事業者		100千円／1事業者(中小・小規模事業者)、 50千円／1事業者(個人事業主)	
愛知		窯業事業者	受付終了	2021年11月と2022年1月～6月の平均の単価差4.7円/kg	
岐阜		製造業（陶磁器・刃物等の地場産業）		100千円／1事業者	8.5億
和歌山		LPガス利用の施設園芸農業者			
兵庫		LPガス使用地場産業		50千円～1,000千円	0.5億円
広島		LPガス利用の施設園芸農業者			0.3億円
高知		LPガス利用の施設園芸農業者		2,600千円／1事業者	0.3億円
佐賀	佐賀市も含む	中小・小規模事業者	受付終了	20円／㎥（上限2,000千円・下限あり）	9.7億円
石川県	能美市・小松市・能登町	全業種の事業所		ＬＰガス等の光熱費への支援	
兵庫	神河町	事業継続のため、企業向け		100千円／1事業者(法人)、50千円／1事業者(個人事業主)	0.3億円

一般向け１ガス会社経由（コミガスで経過措置団地の場合、特別供給条件の認可申請要）

都道府県	市町村	対象	期間	補助額	予算
栃木		一般・企業	2023/1～3	32円／㎥、上限12㎥	
茨城県		一般家庭	2023/2～3	500円／1回のみ	3.77億円
高知県		一般家庭	2023/4～6	1000円／月	

一般向け２（行政→住民）

都道府県	市町村	対象	期間	補助額	予算
北海道	札幌市・石狩市・江別市 ・北広島市・新篠澤村	低所得世帯住民税非課税世帯等		50千円／1世帯	
宮城県	栗原市	低所得世帯住民税非課税世帯等		50千円／1世帯	1.0億円
埼玉県	越谷市	低所得世帯住民税非課税世帯等		50千円／1世帯	
熊本		低所得世帯住民税非課税世帯等		50千円／1世帯	
沖縄		低所得世帯住民税非課税世帯等		50千円／1世帯	
東京都	西東京市	児童３人以上養育する子育て世帯		100千円／1世帯	2.0億円
石川県	能美市	18歳以下の子供がいる世帯		ＬＰガス等の光熱費への支援	

一般向け３（行政→住民、商品券等の物品）

都道府県	市町村	対象	期間	補助額	予算
千葉県	東庄町	住民記録のある方		3千円／人（燃料購入に使用できる引換券）	
富山県	滑川市	全世帯		5000円　石油製品・LPガスが対象の燃料購入助成券	
大分		LPガス消費者		LPガス料金の支払いに利用し得るプレミアム商品券	20億円

2022年度
第6回業務委員会
資料№6

2023年2月3日

2023年度　標準係数見直しについて

●基本的な考え方

標準係数の改訂は従来3年ごとに行われているが、平成25年4月の改訂の次は4年後の平成29(2017)年7月であった。
令和2(2020)年度改定の改定にあたり、協会から現状維持をお願いしたところ、最低限の改定は行いたいとのこと。
算定方法を大幅に簡略化した上で改訂案を作成、了承された。
「標準係数の改定は3年程度を目途に」との委員会発言もあることも考慮し、
前回同様の改訂方法を採用することを前提に、改訂案を作成する。

対象無し⇒	
◎	新たな考え方で改訂案を作成したもの。
○	前回どおりの方法で改訂案を作成するもの。
△	貴室にて算定していただくもの。
×	改定を要しないと考える項目。

●項目毎の改訂の要否と理由

（一社）日本コミュニティーガス協会

NO.	項目	内容		R5改訂	理由	備考	平成22年	平成25年	平成29年	令和2年	令和5年
1	**換算係数**	原料費が1m³あたり100円 変動した場合の、 基準単位料金1m³あたり 変動させるための係数	当局が設定	×	原料費調整制度で利用する、原料価格の1立方メートル当たりガス料金への換算係数。 所在地、使用原料、公営・私営により係数化され、当局により設定された。 ガスの定数的な数値であり、また指定旧供給地点ガス小売供給約款の変更が必要となるため、 改訂しないことが望まれる。	その他地区、い号、私営	0.210	➡ 0.210	➡ 0.210	➡ 0.210	➡ 0.210
2	**ガス販売量**	ガスの月平均販売量の標準値		○	1供給地点あたりの販売量は、増加は料金の引き下げ方向に、減少は料金の引上げ方向に反映される。 （現行算定方法）　平成28年(改定年-4年)4月～平成31年(改定年-1年)3月の生産動態統計より 総販売量　÷　延調定数 （今回の対象期間）　2019年4月～2022年3月	東京(㎥／軒・月)	15.5	↓ 14.8	↓ 14.0	↓ 13.1	↓ **12.9**
3	**有形固定資産投資額**	土地の標準所要面積		×	今後新設される経過措置団地はなく、また団地モデルも変更しないため、改定する必要はない。	3t未満、50Kg容器、 離隔方向1方向(㎡)	127	➡ 127	➡ 127	➡ 127	➡ 127
4		建物及び償却資産投資額の標準投資額	建物・構築物 ・機械装置・ メーター・備品	○	積算基礎となる団地のモデル・配管図は変更せず、積算資料等を参考に 資材価格、工賃等の変化を反映させるため、必要最低限の見直しを行う。	1供給地点当たりの投資額 50Kg容器、気化装置使用	56,120	↓ 55,810	⇧ 59,130	⇧ 61,490	⇧ 67700
			導管	○		PE管＜単独住宅＞ （円／地点）	104,610	↓ 103,950	⇧ 117,540	⇧ 123,690	⇧ **132,520**
5		車輌の標準投資額		△	積算は当局で行っている。 協会は車両購入実績のある事業者（業務委員or料金WGメンバー）より、データを収集し、貴室に提供する。	70地点以上～250地点まで （円／地点）	8,240	⇧ 8,310	⇧ 8,560	⇧ 8,910	
6	**原料費**	産気率　（昭和45年　石油業務課による積算）		×	当局により設定された。物理学的な係数であり、見直しは不要と考える。	い号・本州大部分	0.488	➡ 0.488	➡ 0.488	➡ 0.488	➡ 0.488
7	**労務費**	労務費の標準値		○	人件費は社会情勢の変化に伴い、ある程度の変動があるため、適切に標準係数に反映させる必要がある。 過去標準係数の改訂毎に見直しており、今後もフォローしていくことが必要と考える。 ただし、平成30年より「賃金構造統計調査」「毎月勤労統計要覧」はNETで入手している。 また、従業員の男女構成比については、前々回調査の数値を使用する。	東京都（千円／年）	6,832	↓ 6,631	⇧ 7,160	⇧ 7,395	↓ **7,125**
		適正な人員数		×	簡易ガス団地における業務内容に大きな変化はなく改定は不要。 次回の改定では、DX推進の効果を見て、検針にかかる工数を見直す必要が生ずる可能性あり。	PE管（人／1地点・1日当たり）	0.0031	➡ 0.0031	➡ 0.0031	➡ 0.0031	➡ 0.0031
9	**修繕費**	適正な修繕費率		×	建物及び償却資産の投資に関して修繕費を算定するための係数 当初(1970)は小規模導管事業の平均値3%を採用。 1979年改定の際、実態調査を基に4年ごとに段階的に率を引き上げることとした。 1999年改正時には1995年の収支計算報告書、資産額報告書による実態調査に基づき改定。 現在の1年ごとに率を引き上げる方式となり、8年目以降は5.0%から4.3%に引き下げられた。 コミュニティーガス事業に関する建物及び償却資産は従来と変わらず、 経年劣化の考え方も従来同様で良いと考える。	a　経過年数1年の場合 b　2年から7年の場合 c　8年以降　　の場合	a　1.2% b　1.2%×1.2 c　4.3%				
10	**租税課金**	道路占用料の額		×	「道路法施行令の一部を改正する政令」等により道路占有料は都度改定されている。 また、これに伴い、道路占有料を定める都道府県条例も改定されていると思われる。 これらを基礎として改定することも考えられるが、標準化が困難であり、 膨大な作業を要する割には影響額は少なく、従来方式での係数を採用したい。	単独住宅（円／地点）　甲地 乙地 丙地	1,230 590 440	➡ 700 580 440	➡ 700 580 440	➡ 700 580 440	➡ 700 580 440
11	**減価償却費**	償却率（車輌以外）		×	平均的な減価償却費の比率を表す数値。	PE管の償却率	0.077	➡ 0.077	➡ 0.077	➡ 0.077	➡ 0.077
12	〃	償却率（車輌）		×	償却率は法定耐用年数5年で変わらず、変更の必要は無い。	70地点以上～250地点まで	0.20	➡ 0.20	➡ 0.20	➡ 0.20	➡ 0.20
13	**その他の経費**	適正な経費率		×	コミュニティーガス事業の販売費・一般管理費を算出するため、 原料費、労務費、修繕費、固定資産税、道路占有料及び減価償却費の合計額に乗ずる数値である。 当初設定　15%、1973年　17.65%、1979年　15%と改定されたが、その後改訂されていない。 コミュニティーガス事業の場合、売上高と販管費の比率に大きな変動はなく、改定は不要と考える。	適正な経費率	15.0%	➡ 15.0%	➡ 15.0%	➡ 15.0%	➡ 15.0%
14	**事業報酬**	事業報酬率	毎年度改定	△	当局により毎年度改定されている。						
15	**導管配分比率**	供給需要原価と需要家原価		○	総原価を機能別原価に配分する際の比率。 修繕費、固定資産税、減価償却費(車輌分を除く)、事業報酬額、法人税を 供給需要原価（本支管分）と需要家原価(供給管分)に配分するために用いる。 導管配分比率はモデル標準団地へのPE管敷設工事費を積算し、 本支管分と供給管分の経費比率により算定している。 導管の標準係数見直しにより、自動的に改定される。	供給需要原価（本支管分）	0.843	↓ 0.840	↓ 0.835	↓ 0.832	⇧ 0.835
						需要家原価(供給管分)	0.157	⇧ 0.160	⇧ 0.165	⇧ 0.168	↓ 0.165
16	**労務費及び 車両配分比率**	供給需要原価と需要家原価		×	総原価を機能別原価に配分する際の比率。 労務費、修繕費、固定資産税、減価償却費（車領分）、事業報酬額、法人税を 供給需要原価（設備の維持管理費用）と需要家原価（需要家に対応する費用）に配分するために用いる。 労働歩掛の変更をしないため、本係数の変更も不要と考える。	供給需要原価	0.4059	➡ 0.4059	➡ 0.4059	➡ 0.4059	0.4059
						需要家原価	0.5941	➡ 0.5941	➡ 0.5941	➡ 0.5941	0.5941
17	**軽減係数**	地方税法に定める固定資産税の 課税標準の額の軽減に係るもの		×	地方税法第349条の3第3項の規定によるガス事業の用に供する一部の償却資産に対する 固定資産税の特例措置を数値化したもの。 指定旧供給地点に対する当該税制は変更されていないため見直しは不要。 （課税標準は、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の 固定資産税については当該償却資産の価格の三分の一の額とし、 その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。）	軽減係数	0.46	➡ 0.46	➡ 0.46	➡ 0.46	0.46

2022年度
第6回業務委員会
資料№7-0-1

2023/3/8

第５回　業務委員会後のアンケートのまとめ

1. ２０２３年度事業計画案（業務部）を添付のとおり修正します。ご確認願います。また、ご意見・ご質問があれば記入願います。

 ①　会社名不要では？

2. 2022 年度認知度向上ポスター修正案について、ご意見等ありましたら記入願います。

 ①　「まとめて運べるので効率的」「数日分の在庫があるので」

 ②　「配送時の～」で比較的という言葉はポスターにふさわしくない気がします。

 ③　Ｂのタイトル「配送による CO2 排出量が少ない」では　虚偽になりますか？
 「比較的」を挿入することでインパクトが弱くなる。

 ④　Ｃの説明文、「特定ガス発生設備では常に十分なＬＰガスを貯蔵しているので…」
 位のニュアンスでは足りませんか？

3. ＜資料 6-0-1＞「序章」について、ご意見・ご質問があれば記入願います。

 ①　供給地点の意味を明確にした方がより理解が得られると思う。
 ②　容器庫の写真、イラストの説明がある方が良い。

4. ＜資料 6-0-2＞「序章挿絵」について、ご意見・ご質問があれば記入願います。

 ①　1-1 は一般的な戸建住宅団地の方が良いのでは？
 ②　1-2 は集合住宅が複数あり、どれがコミュニティーガス団地か分からない。

5. ＜資料 6-0-3＞「Q&A 試作品」について、ご意見・ご質問があれば記入願います

 ①　（１）７行目以降：“それまでの「簡易ガス事業」は…１形態として“の文節があるために若干理解しがたい。簡単に言い換えると良い。
 ②　（23）約款に記載がないので、従量料金の端数処理はしない方が良いのでは？
 ③　「自由化団地」と「経過措置団地」というキーワードを可能な限り統一した方が良いかと思います。質問の内容的に共通の内容があったり無かったりするのでしょうが、読む側はどちらのことを言っているのか分かりにくい場面がありまし

た。例えば 31.では【共通】が最初にあり経過措置団地と自由化団地が本文に混ざって書いてある。39.では「経過措置料金指定団地において～」と表記されておりますが「経過措団地において～」で良いのではないでしょうか？

④ (46)【経過措置団地のみ】と(53)【自由化団地】は「のみ」を入れるか入れないか統一した方が良いと思います。

⑤ 19. コミュニティーガス団地内の供給地点において、供給事業者が液石法適用としてシリンダーによるガス供給を行うことは可能ですか？の【回答】が自由化団地は可、経過措置団地は不可となっていますが、経過措置団地で液石シリンダー供給（戸建、メータ１個）を行っていると違法という解釈になりますか？自由化も経過措置も同じだと認識しています。最も気になった部分です。

⑥ 上記でもそうですが、「～考えます。」とか「～すべきではないでしょうか？」などの表現が多く記載されていますが、確定なのか確定でないのか迷うものがありますので可能な限り断定「～である。」「～すべき。」とすると良いです。

⑦ ボリュームがあるので、目次、用語の五十音検索が出来るとよいと思います。

⑧ 「Q&A」に限らず「序章」や「ガス小売事業申請書・届出書記載例」も電子化をお願いいたします。従来冊子として有償化ということなのでしょうが、電子、有償化でも良いと思います。

6. ＜資料 6-1＞「ガス小売事業申請書・届出書記載例」について、ご意見・ご質問があれば記入願います。

① 様式の備考は１～１２までではないか？

② 様式第 4 の記載例で供給地点の住所については別紙ではなく、当該様式内で記載するよう指導されました。別紙としたのはあくまでも法改正時の一斉申請登録時の暫定措置だとの事で様式 4 の変更登録では以後そうしています。一方様式 6 の変更届出書においては別紙で良いとの事で別紙としていますが、様式 4 も別紙で良いですか？だと当方としても楽です。

7. その他、業務委員会や業務部の活動についてご意見・ご質問があれば記入願います。

＊ 個人的には原料費調整制度の改定案として示していただけたことは非常にありがたく、継続して進めていただけると良いと考えています。一部では CP＋MB 連動の原料費調整を実施されている事業者もいると聞いていますがその辺りの情報共有もいだけると有難いです。

＊ メンバーも入れ替わっているので、早く顔合わせができる状況になると良い。

以上

【序章 Final】

序章　コミュニティーガス事業とは

～「ガス事業法」が適用される液化石油ガスの販売～

「コミュニティーガス事業」とは「旧簡易ガス事業」について（一社）日本コミュニティーガス協会が定めた愛称です。

コミュニティーガス事業には「ガス事業法」が適用されます。同じ液化石油ガス（プロパンガス）を販売する事業でも「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）」が適用される場合と「ガス事業法」が適用される場合があります。

それでは「ガス事業法」が適用される液化石油ガスの販売とはどのような事業でしょうか？ガス事業法の規定によれば、コミュニティーガス事業は、ガス事業のうち**「一般の需要」に応じ**、「政令で定める簡易なガス発生設備（以下**「特定ガス発生設備」**という。）」**において「ガス」を発生**させ、**「導管」により**これを**「一の団地」**内において**「７０以上」**の**「供給地点」**に供給する「ガス小売事業」となります。

コミュニティーガス団地の代表的な例



戸建住宅団地型



集合住宅団地

1. 「一の団地」は「導管の敷設方法」で区域が変わります。

1.1. 「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域です。

1.2. その区域は、「導管の敷設方法」によって変わります。「導管の敷設方法」は次の２つに区分され、対応する「一の団地」の区域が定められています。

1.2.1.「道路を横断又は並行している導管」
＝戸建住宅団地の本・支管のように道路下に埋設されている導管。

供給地点をつなぐ一連の導管が、一部でも**「道路を横断又は並行している導管」**を使用している場合は、「街区方式による住居表示」が実施されている地域では「町又は字」が「一の団地」となります。

この**「道路を横断又は並行している導管」**により、ガスを供給する供給地点を、本書では**「町字（まちあざ）供給地点」**と呼びます。

供給地点：「供給地点」とは、特定ガス発生設備（≒プロパンガス供給設備）において発生したガスを、ガスの使用者に供給すべき地点（取引用のガスメーターが取り付けられる地点又は取り付けられた地点）のことをいいます。

戸建住宅団地 70 戸「道路を横断又は並行する導管」によるガスの供給（イラスト）

2022年度
第6回業務委員会
資料№7-0-3

2023/3/6

コミュニティーガス事業に関するQ&A（業務編）

1. コミュニティーガス事業とは何ですか？

(1) 「コミュニティーガス事業」は「平成２９年４月１日現在のガス事業法が施行される前までのガス事業法（旧ガス事業法)」第２条第３項に規定されていた「簡易ガス事業」に対して、地域密着型事業であり効率的なガス供給システムであるこの事業のイメージアップを図るために、平成１９年、当協会が付けた愛称です。商標登録をしています。また当協会も、平成２３年４月の「一般社団法人」化に合わせ、名称を「一般社団法人　日本コミュニティーガス協会」に改め、“地域とともに生きる、コミュニティーガス”として、認知度向上に努めています。

旧ガス事業法では、「簡易ガス事業」は「一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備（＝特定ガス発生設備）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものであって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が７０以上のものをいう」と定義づけられていましたが、「平成２９年４月１日に施行された現行のガス事業法（新ガス事業法)」第２条第１項では、ガス小売供給の１形態として同じの内容で記載されています。

新ガス事業法では名称が付けられていませんが、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（旧簡易ガス料金算定規則)」第１条第２項第２号に「旧簡易ガス事業」として定義されています。したがって現在では「コミュニティーガス事業」＝「旧簡易ガス事業」となります。

2. 経過措置団地と自由化団地は何が違うのですか？

(2) 平成２９年のガス事業法改正の主目的は、ガス小売事業の自由化です。参入事業者の増加により価格競争を促すことを意図しています。

したがって原則として改正後のガス料金は自由化することとなっていました。しかし、団地内のシェアーが高く、団地内で競争が行われていない場合は、事業者により合理的でない料金の値上げが行われるおそれがあります。これを防止するため、団地内のシェアーが 50%を超えている、かつ過去３年間にわたり競争が行われたといえる実績がない団地については、経過措置として、料金改定については“旧ガス事業法と同様の申請認可が必要”としました。この指定を受けた団地を当協会では「経過措置（料金指定）団地」、指定を受けなかった団地を「(料金）自由化団地」と言っています。

また、自由化団地のうち、シェアーは 50%を超えているが、十分な競争状態にあるとして指定を受けなかった団地や、一旦は指定を受けたもののその後の競争状態報告において十分な競争状態にあると判断され指定を解除された団地は、「特別な事後監視」として自由化後３年の間、３ヶ月ごとに標準家庭における１ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金の報告を求められます。

3. 「供給地点」・「供給地点群」・「調定数」のそれぞれの意味は何ですか？

(3) **「供給地点」**とは、特定ガス発生設備において発生したガスを、ガスの使用者に供給すべき地点（取引用のガスメーターが取り付けられる地点又は取り付けられた地点）です。(通達「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」1－③－(ｲ)参照)

「供給地点群」とは、特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であって一の団地内にあるものの総体をいいます（規則第６条第４項第４号参照)。通常「コミュニティーガス団地（＝旧簡易ガス団地)」と言っています。特定ガス発生設備の数は問いません。

「調定数」とは、供給地点の内、実際にガスを使用し、かつ使用量を算定している需要家の数をいいます。いわゆる稼働数です。

4. コミュニティーガス事業における「簡易なガス発生設備」とは何ですか？

(4) 「簡易なガス発生設備」とは、「高圧ガス保安法（＝高圧法)」又は「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(＝液石法)」に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器(液化天然ガス用保冷容器を除く）並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く）の総称で「特定ガス発生設備」と言います。(施行令第１条)

この場合容器には貯槽も含まれ、具体的には次のとおりです。

① 高圧法第８条第１号又は第２号の技術上の基準に適合した容器
② 高圧法第１６条第３項の技術上の基準に適合した容器
③ 高圧法第４４条第４項の規格に適合した容器
④ 液石法第３７条の技術基準に適合した貯槽及びバルク貯槽

これらの特定ガス発生設備以外の設備を用いて、導管によりガスを供給する場合は、供給戸数に関わらずガス事業法が適用されます。

5.　コミュニティーガス事業の「一の団地」とは、どのように解釈するのですか？

(5) 通達「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」1－②に規定されています。詳しくは序章を参照願います。

6.　資本関係にある二つの会社が「一の団地」内にそれぞれ液化石油ガス販売事業における小規模導管供給物件を持っており、その合計戸数が７０以上の場合、ガス事業法の適用を受けますか？

(6)　資本関係にある２つの会社が「関係会社」であると判断される場合には、ガス事業法の適用を受けることとなります。

＜関係会社に関する経済産業省資料＞



7.　旧ガス事業法時代に 2 棟（80 戸＋40 戸）の集合住宅を「一の団地」として簡易ガス事業の許可が与えられた団地で、その団地内の一方（40 戸）の集合住宅が建替えられ 70 戸となった。既存の団地内の変更となりますか、新規の団地となりますか？

(7)　既設団地の供給地点増加とすることが一般的ですが、分割しても双方の集合住宅にガス事業法が適用されますので、分割が認められる可能性もあります。管轄の経産局等にご確認ください。

ただし、この事例で、２棟（８０戸＋７０戸）を既存団地（８０戸＋４０戸＝仮称：A 団地）の供給地点増加とした場合には、これと同じ街区に、ガス事業法改正後更に６９戸の集合住宅が建設され同一事業者がガスを供給しても、従来のものに加えてガス事業法が適用されることはなく、液石法が適用されます。改正前に既に許可を受けた団地は、当該団地外における改正後の供給地点の変動には影響されないことを当局に確認しています。

一方、同じ事例で、建て替えられた７０戸の集合住宅を新たなコミュニティーガス団地（仮称：B 団地）とした場合には、その後同一の「一の団地」（この場合は「同一街区」）内で、数戸の集合住宅が新設され又は譲受されて、同一事業者がガスを供給する場合には、コミュニティーガス団地（B 団地）の供給地点の増加ととなります。ガス事業法改正後の導管供給地点の増減はその都度、町字供給地点か街区供給地点かを判断した上で、同一「一の団地」内の供給地点数をカウントし、ガス事業法が適用されるか否かを確認することになります。

【解説】「町字供給地点」と「街区供給地点」は本書で使用している名称です。

「町字供給地点」：　一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の一部に「道路を横断又は並行する導管」がある場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「町字供給地点」といいます。

「街区供給地点」：　一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の全てが「道路を横断又は並行しない導管」である場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「街区供給地点」といいます。

8.　既存の集合住宅団地（70 戸以上）とは別に、隣接した街区で新規の集合住宅（７０戸以上）にガスを供給することとなった。独立した新規の供給地点群となるのか。
また、道路を横断する導管により接続し、既存団地の供給設備を共用してよいか。

(8)　まず供給設備をそれぞれに設置した場合には、双方の集合住宅にガス事業法が適用されますので、同一ブランド等隣接による合算の必要がなければ、それぞれ独立の団地とするのが一般的です。従来からある団地の供給地点増としたい場合には管轄の経産局等にご相談ください。

また、道路を横断する導管により接続し、既存の団地の供給設備を共用し、既存団地の供給地点増加とすることは可能です。しかし設備能力の変更を伴いますので、事前のガス小売事業変更登録申請若しくは事後のガス小売事業変更届が必要になり ます。

さらに、道路を横断する導管により２棟の集合住宅が１個のコミュニティーガス団地になり、「一の団地」の区画が「街区またはそれに類する区画」から「町又は字」に拡大されますので、供給地点の種類が街区供給地点から町字供給地点になります。そのため同一「町又は字」内の小規模導管供給等「町字供給地点」の有無を確認し、存在する場合には、これも併せてガス事業法の適用対象とする必要があります。

9.　**コミュニティーガスの供給地点変更の申請・届出は、具体的にどのように行えばいいですか？**

(9)　【自由化団地】　まず供給地点の変更が「軽微な変更」当たるか否かを判定します。
「軽微な変更」とは、変更後の最大ガス需要の見込みが直近の供給能力値未満であるものです。
「軽微な変更」の場合には、事後遅滞なくガス小売事業変更届を提出してください。
「軽微な変更」に当たらない場合は、ガス小売事業変更登録申請が必要なほか、工事計画届出等も必要となりますので２カ月以上の余裕をもって、管轄する経済産業局及び管轄する産業保安監督部にご相談ください。

【経過措置団地】　旧法同様の手続きが必要となります。本省管轄の場合には、まず管轄経産局等に指定旧供給地点変更許可を得たのちに、新ガス事業法の規程によりガス小売事業変更登録申請又はガス小売事業変更届及び供給計画の変更届等を提出することとなります。

10.　特定ガス発生設備の調整器の交換を行いました。同じ能力の調整器ですがガス小売事業変更届は必要ですか？

(10)　交換した調整器の能力が従前のものと同じ場合にはガス小売事業変更届は不要です。ただし、事前に管轄の産業保安監督部に「工事計画届」が不要であることを確認してください。

なお、調整器や気化器を能力の異なるものに交換する場合や増設する場合には、「軽微な変更」となり、様式第６を用いて、遅滞なくガス小売事業変更届を提出しなければなりません。また事前に管轄の産業保安監督部に「工事計画届」を提出する必要があります。

11.　一般ガス供給区域内において、７０戸以上の導管供給によるＬＰガス需要の申込みを受けました。コミュニティーガス事業の許可を得ることは可能ですか？

(11)　新ガス事業法では、一般ガスとコミュニティーガスの導管は別種の導管と判断され、同一区域に敷設されていても過剰な設備とはみなされません。一般ガス供給区域内においてコミュニティーガス事業を行うことは可能です。

12.　コミュニティーガス団地の廃止を検討しています。廃止の要件はどのようなものですか？

(12)　【自由化団地】　供給地点又は需要の場所が減少した結果、供給地点数が７０未満となり、今後７０以上になる見込みがない場合には、廃止することが可能です。

廃止する場合には、法第９条第３項及び規則第１２条の規定に従い「周知する」必要があります。需要家の同意書が必要とは規定されていませんが、管轄の経産局等にご確認ください。

事業者がガスを供給するすべての団地を廃止する場合には様式第８「ガス小売事業休止（廃止）届出書を提出することになります。

また、事業者がガスを供給する複数の団地の内一部の団地を廃止する場合には、様式第６「ガス小売事業変更届出書」を提出することになります。

【経過措置団地】　廃止する団地が経過措置団地の場合には、旧ガス事業法第１３条の規定に従い経済産業大臣の許可を受ける必要があります。また「ガス事業の休止及び廃止に係る実施要領」に従い、周知、同意の取得及び家庭用等の需要家向けのガスの料金その他の供給条件の提示を行わなければなりません。

13. 事業譲渡・譲受の認可申請は、どのような場合に、どんな手続きを行うのですか？

(13) 【自由化団地】 ガス事業法の改正により、ガス小売事業の全部の譲渡・相続・合併・分割によりガス小売事業者の地位を承継した者は、遅滞なく経済産業大臣に届け出る必要があります。承継する事業者がガス小売事業者でない場合には、法第６条第１項の登録拒否要件に該当していなければ、承継した事業者のガス小売事業者の地位と登録番号を引継ぐことができます。(法第８条)

手続きについては、「コミュニティーガス事業　ガス小売事業の申請書・届出書等記載例」を参照願います。

また、供給している複数の供給地点群の内、一部の供給地点群のみを譲渡する場合には、「ガス小売事業変更届出書（様式第６)」に必要事項を記入し届け出るとともに供給計画の変更を届け出ることとなります。

一方、譲受する事業者は事前に「ガス小売事業変更申請書（様式第４)」を経済産業大臣に提出し、変更登録を受けなければなりません。供給計画の変更も併せて届け出ることとなります。譲受する事業者がガス小売事業者でない場合には、様式第１～３「ガス小売事業登録申請書」等による申請も必要となります。

【経過措置団地】 譲渡・譲受する団地が経過措置団地の場合には、旧ガス事業法第１０条の規定に従い経済産業大臣の認可を受ける必要があります。

14. 事業譲渡譲受認可に際して、「需要家への周知文」は添付資料として必要ですか？

(14) 前項で記載したとおり、事業の譲渡譲受は地位を継承した者が経済産業大臣に届け出る必要があります。この場合、小売供給の相手方に対する周知義務は明記されていません。

一方、譲渡する事業者は、ガス小売供給契約を解約することになりますので、当然、需要家に周知しなければなりません。

届出書類の添付資料として「需要家への周知文」が必要か否かは管轄の本省又は各経済産業局にご確認ください。

15. 会社を吸収合併する際、合併認可申請は必要ですか？

(15) 【自由化団地】 新ガス事業法ではガス小売事業の登録を受けている会社の吸収合併も承継の１形態として、経済産業大臣に遅滞なく届け出る必要がありますが、認可申請は不要です。

承継（ガス小売事業の全部譲渡、ガス小売事業者の相続、合併若しくは分割により当該ガス小売事業の全部を承継した場合）については、新ガス事業法第８条に規定されており、承継する法人等は、新ガス事業法第６条（登録の拒否）第１項第１号～第３号に該当しないことが必要です。

【経過措置団地】 旧ガス事業法の規定が適用されますので、経済産業大臣の認可を受けなければなりません（旧ガス事業法第１０条、旧ガス事業法施行規則第８２条　参照)。

16.　組織改編等があった場合、どのような手続きが必要ですか？

(16)　ガス小売事業者において組織改編等がある場合には、組織の名称、指揮命令系統、苦情処理体制およびそれらの部署の電話番号等が変更される可能性があります。法第４条及び規則第６条に基づき、既に提出した最新の届出と比較し、変更点を明確にして、該当する変更届を提出してください。

17.　コミュニティーガス団地において、卸供給・託送供給は可能ですか。

(17)　コミュニティーガス事業はガス小売事業であり、導管事業ではありませんので、卸供給・託送供給を行うことはできません。

　ガスの小売営業に関する指針　５（小売供給契約の解除手続等の適正化の観点から問題となる行為）－（2）－（※１４）に、「旧簡易ガス事業者等が平成２９年３月までに行ってきた事業については、平成２９年４月以降ガス小売事業と整理され、最終保障供給や託送供給の制度は存在しない。」と記載されています。

18.　コミュニティーガス団地内の供給地点において、供給事業者が液石法適用としてシリンダーによるガス供給を行うことは可能ですか？

(18)　旧ガス事業法に基づき許可を受けた供給地点では不可と考えます。やむを得ずシリンダー供給を行う場合、あるいは既に自社がシリンダー供給を行っている需要家を含む団地を譲受した場合には、シリンダー供給をしていてもガス関係報告規則に基づく競争状態の報告では当該団地における自社供給シェアーに算入されます。

　一方、新ガス事業法施行後に新設され又はせり上がりによりコミュニティーガス団地となった場合には、「一の団地」の区画の考え方が変更されていますので、同一事業者の導管供給による需要家とシリンダー供給による需要家が同一「一の団地」内で混在することは当たり前のこととなります。したがって導管供給・シリンダー供給のいずれも可能です。

19.　コミュニティーガス団地を譲受したところ、その団地内に以前から当社が供給していた液石の需要家がありました。この場合、需要家に対しどのような対応したら良いですか？

(19)　従来どおりシリンダー供給を続けるか、あるいは灯外内管を敷設し導管供給に切り替える選択肢がありますが、需要家の意思を尊重すべきと考えます。双方の条件を示したうえで、需要家の選択に委ねて良いのではないでしょうか？

　需要家がシリンダー供給を選択した場合でも、上記（18）に記載のとおり、ガス関係報告規則に基づく競争状態の報告では、当該団地における自社供給シェアーに算入されます。

20.　ガス料金の日割り計算の方法を具体的に教えてください。

(20)　【自由化団地】「ガス小売供給約款」に記載した日割り計算の方法に従い算出してください。不公平でない（需要家が受け入れられる）ルールであれば、必ずしも従来の「簡易ガス供給約款」の規定を準用する必要はありません。

とはいえ、従来方式を踏襲されている事業者も多いと思われますので、「簡易ガス供給約款」に規定する日割り計算の方法を以下に記します。

【経過措置団地】経過措置団地の場合は以下の計算方法に従ってください。

概略

① 基本料金を日割り

まず、基本料金を日割りします。

日割り基本料金＝通常基本料金×日割計算日数/30

※ 1　基本料金は、３０日間ガスを使用したと仮定した場合の使用量の属する料金群（ＡＢＣ）を使用します。例えば、日割計算日数が１０日で１５㎥使用した場合、３０日使用したとすれば４５㎥を使用しますので、Ｃ群の基本料金及び従量料金を使用します。

※ 2　日割計算日数は、入居の場合、入居日から検針日まで。退去の場合、前回検針日の翌日から退去日まで

② 従量料金を算出

従量料金についても、同様に１ヶ月使用したと想定した料金群の調整単位料金にそのままの使用量を乗じます。

③ 基本料金と従量料金を合算

日割計算を行う場合の定義

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの通常検針期間のズレの場合

⇒料金算定期間が２４日以下又は３６日以上となった際に日割り計算を行う。

② 開栓又は閉栓を伴う場合（ガス代の未払い等によるガスの閉栓・開栓を含む。）

⇒料金算定期間が２９日以下又は３６日以上となった際に日割り計算を行う。

※ ただし、事業者都合で３６日以上になった場合は除く。

＜次ページに日割り計算の例を掲載＞

【閉栓による日割りの発生事例】

① 条件

前回検針日：３月１０日
閉　栓　日：３月３１日
使　用　量：７．６㎥
料金算定期間：２１日間

ガス料金	基本料金	基準単位料金
A 群（0～8 ㎥）	1,029.00 円	498.75 円／㎥
B 群（8 ㎥超～30 ㎥）	1,260.00 円	469.87 円／㎥
C 群（30 ㎥を超える）	2,362.50 円	433.12 円／㎥

原料費調整額を+10.0000 円／㎥とした場合。

② 手順

（ア） 料金表（別表第３適用の場合）の適用区分（Ａ・Ｂ・Ｃ群）を確認する。
この場合の料金表の適用区分は　7.6 ㎥×30/21 日＝10.857･･･㎥(B 群適用)

（イ） 基本料金を日割り計算する。
1,260.00×21/30 日＝882.00 円（小数点第３位以下切り捨て）

（ウ） 従量料金を計算する。
（469.87 円／㎥＋10.0000 円／㎥）×7.6 ㎥＝3,647.012 円

（エ） 基本料金と従量料金を合算する。
882.00 円＋3,647.012 円＝4,529 円となる。（小数点以下切り捨て）

21.　約款等、契約条件はどのように開示したらよいか？

(21)　【自由化団地】　新ガス事業法では、第１４条（供給条件の説明等）第１５条（書面の交付）とも書面の交付を前提としています。ただし、いずれも需要家の事前の承諾を前提に以下の方法であっても、当該書面を交付したものとみなすとしています。（新ガス事業法第１４条第３項、第１５条第２項、令第２条、規則第１３条第１１項、規則第１４条第５項第６項、規則第１５条、規則第１６条　参照）

①　　電子メールによる送信……**受信確認必要か？要確認！**

②　　ガス小売事業者の電子計算機内のファイルの閲覧

③　　記録した磁気記録媒体の交付

【経過措置団地】旧ガス事業法第１９条に従い、供給約款の認可を受けた場合や変更の届出をした場合には、実施の日の１０日前から営業所等において、供給約款を見やすい場所に掲示しておかなければなりません。また「指定旧供給地点ガス小売供給約款」の定めに従い、「内管工事見積単価表」「平均原料価格」も掲示しておく必要があります。

22.　検針時におけるガスメーターの指針はどの桁まで読むことが正しいのですか？

(22)　協会作成の「ガス小売供給約款の一例」及び「指定旧供給地点小売供給約款」では「計量の単位」を立方メートルと定め、検針につき次とおり記載しています。

“検針は小数第２位以下の端数は読まないで、小数点第１位までを検針数字にします。”

※　「読まない」とは、その端数の量を次回の検針に繰り越すことを意味し、「切り捨て（＝算定しない)」とは異なります。

23.　需要家敷地の内管の所有関係と内管工事費負担について、教えてください。

(23)　【自由化団地】　需要家との合意による契約事項と思われますが、「供給設備の保安責任」とも関係しますので、「ガス小売供給約款」においても、「指定旧供給地点小売供給約款」と同様の定めを記載し、従来の制度を堅持することをお薦めします。

【経過措置団地】　協会作成の「指定旧供給地点小売供給約款」では、需要家の敷地と道路等の敷地境界線より需要家側のガス管（内管）を需要家の所有とし、その工事に関しては需要家の費用負担で実施することとしています。また、内管の工事はガス事業者に申し込まなければならず、それ以外の事業者へ需要家が申し込むことを禁止しています。しかし、一定の工事に限って、承諾工事人に申込み、施工させることができることになっています。

24. 内管工事見積単価表を変更しようと検討しています。どのような手続きが必要か教えてください。

(24) 【経過措置団地】内管工事見積単価については、平成１１年のガス事業法改正により「単価の算定方法を供給約款に記載し、これに基づき算定した単価を店頭掲示する」方式となっています。したがって、経過措置団地においては、社内で適正な単価に改定した上で、その改定日を単価表内に記載し、事務所等に掲示して需要家に周知を図ることとなります。

【自由化団地】自由化団地においても前問との関係で、保安責任区分の観点から、この取り扱いも堅持したいところですが、実際の工事価格は需要家との交渉により決定される事項と考えます。

25. 需要家がオール電化に転換し、ガス供給を取りやめることになり、敷地内の灯外内管の撤去を要請されました。お客様から撤去費用をいただくことはできますか？

(25) 灯外内管は需要家の資産ですので、修繕、位置替え、撤去等の費用は全て需要家に請求することとなります。事務所に掲示している内管工事見積単価表の撤去費用に基づいて請求してください。

なお、需要家から撤去等の要請があったときは、供給約款に記載してあるとおりのことではありますが、トラブルを避けるためにも、あらかじめ「供給約款に定められていますが、撤去費用等は需要家の負担になります」と丁寧に説明しておくことが肝要です。

26. 標準供給約款に定める保証金について、利息の利率を設定していますが、複利計算が困難であるため、利息の利率を０パーセントで設定することは可能ですか？

(26) 保証金の利率は事業者の判断に委ねられていますので、０パーセントも可能です。

【自由化団地】 需要家に不利となる改定と考えられますので、新ガス事業法第１４条に従って丁寧に説明し書面交付を行った上で、「ガス小売供給約款」の改定を行い、新ガス事業法第１５条の書面交付が必要となります。

【経過措置団地】供給約款の変更申請を行い、認可を受ける必要があります。

27.　水道の検針では、毎月検針ではなく２ヶ月毎に検針されているケースがありますが、供給地点群内の公民館等で１ヶ月の使用量が極端に少ない需要家のガス検針を２ヶ月毎に伸ばすことは可能でしょうか。

(27)　【自由化団地】協会作成の「ガス小売供給約款（一例)」では、「検針は毎月定めた日に行う」と定めています。原料費調整制度も単月改定を採用している事業者が多いと思われますし、継続的取引においては、債務は月単位に弁済されることが一般的です。とはいえ、これも需要家との合意に基づく契約事項と考えますので、２カ月検針にする合理的な理由と需要家の合意があれば可能と考えます。

【経過措置団地】「指定旧供給地点小売供給約款」に従い、毎月定例検針日に検針を行ってください。

28.　検針或いは料金収納を他社に委託することは可能ですか？また、コンビニエンスストア払いを導入した場合、手数料等を需要家負担とすることは可能ですか？

＜集金手数料は請求可能か？　paypay、QR コード決済⇒現金払いに相当？＞

(28)　【共通】検針・集金を他社に業務委託することは可能です。ただし、需要家や委託先とのトラブルを避けるためにも、明確な業務委託契約を締結しておくことが必要です。

なお、供給約款では、口座振替及び払込みのみ認めており、「やむを得ない場合に集金員を向かわせる」と定めています。これは訪問集金を行わないことがガス事業者の経営効率化に資する等の理由によるものです。

【経過措置団地】　経過措置団地の場合、コンビニ払い等や集金の手数料について、約款に需要家負担の定めがなく、手数料を負担していただくためには指定旧供給地点小売供給約款の変更申請・認可が必要となります。

【自由化団地】　自由化団地の場合、法改正前からコンビニ払いを導入していた場合には、手数料等を新たに需要家負担とすることは需要家に対する不利益変更と考えますので、新ガス事業法第１４条の説明・書面交付を丁寧に行い、合意を経て第１５条の書面の交付を行う必要があります。

新たにコンビニ払いを導入する場合には手数料等の需要家負担は比較的受け入れられやすいとは思いますが、支払方法の多様化をアピールするとともに新ガス事業法第１４条の説明・書面交付及び第１５条の書面交付を行わなければなりません。

29.　供給開始時に需要家との契約書は必要ですか？また、所定の様式はありますか？

(29)　【自由化団地】　ガス小売供給約款を定めている場合には、契約書は必ずしも必要ではありません。定めていない場合には、需要家毎にガス小売供給契約の締結が必要となります。

協会作成の「ガス小売供給約款（一例)」では次のとおり定めています。

６．契約の成立及び変更

⑴　ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス小売供給契約」といいます。）又はガス工事に関する契約（以下「ガス工事契約」といいます。）は、当社が５⑴に定めるガス使用又はガス工事の申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。

⑵　お客さまが希望する場合又は当社が必要とする場合は、ガス小売供給又はガス工事に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、⑴の規定にかかわらず契約書作成時に成立いたします。

⑶　お客さまが新たに入居される場合は、ガス小売供給契約成立後、ご希望日からガスの供給を開始いたします。

⑷　お客さまが、他の事業者から当社に切り替えてガス小売供給を申込みいただく場合は、切替手続きと切替作業が完了した日から供給を開始いたします。

⑸　お客さまが、ガス小売供給契約の変更を申し出られた場合、その変更は、申出の日から［　　］日以降の定例検針日の翌日から適用いたします。

【経過措置団地】契約書は必ずしも必要ではありません。

「指定旧供給地点小売供給約款」では次のとおり定めています。

Ⅱ 使用の申込み及び契約

５．使用の申込み

⑴　ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。)、又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめ本供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申込みをしていただきます（12⑴ただし書により当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。)。

⑵　⑴のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。

⑶　当社が必要と認めたときは、お客さまの氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

⑷　申込みの受付場所は、当社の本社、営業所、支社又は当社の指定した特約店（以下「営業所等」といいます。）といたします。

⑸　建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、ガスを使用されるお客さまのため⑴のガス工事を当社に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等をお客さまとして取り扱います。

30.　経過措置団地の料金制度はどのようになっていますか？

(30)　経過措置団地の料金は従来同様、供給約款の変更申請を行い、認可を受けなければなりません。ただし、ガスの料金を引き下げる場合その他のガスの利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、供給約款を変更した上で、経済産業大臣に届け出ることで良いとされています。

【経過措置団地における料金の考え方】

旧簡易ガス事業のガス料金は、ガス事業法第１条の「ガスの使用者の利益の保護」と「ガス事業の健全な発達」という目的に照らして、ガス料金その他の供給条件について供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければなりません。その考え方は以下のとおりです。

１．料金の３原則

① 原価主義の原則

「ガス事業者が能率的な経営の下に需要家に良好なサービスを提供するために必要とする原価」を料金の基礎とする。

② 公正報酬の原則

「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」とし、適正な利潤とは、簡易ガス事業の合理的な発達を遂げるに必要な資金調達に資するとともに、支払利息や配当金を支払うに足る報酬を料金の基礎に含める。

③ 公平の原則

一つの供給地点群内における需要家間には、不公平な取扱いをすることはできず、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

２．供給地点群ごとにガス料金を設定

旧簡易ガス事業は、旧法第３７条の２により供給地点群ごとに経済産業大臣の事業許可を受けています。よって、ガス料金も供給地点群ごとの供給約款に定めています。

３．標準係数方式の採用

旧簡易ガス事業については、次の理由から、ガス料金の原価要素（販売量、有形固定資産投資額、労務費、減価償却費等）については、**標準係数（経済産業大臣が別に算定し、各事業者に通知する値）**による簡便な方法で算定しています。

①　旧簡易ガス事業は、その供給方式が容器等を設置して供給するという簡易な設備であって、かつ定型化していること。

②　需要の内容が主として家庭用で需要の種別が単純であることなどのために、料金原価のうち比較的類型化できる項目が多いこと。

③　旧簡易ガス事業者の多くが液石販売事業との兼業であり、それぞれの明確な区分経理は困難であり、供給地点群ごとの実績に基づく原価の想定が難しい。

なお、経過措置団地における料金の設定の詳細は、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定供給地点小売供給約款料金算定規則に定められております。また、協会では、簡単に料金算定ができる「料金算定システム（EXCEL 版）」を HP に掲載しています。また「料金算定ツール」ソフトも販売されています。

31.　経過措置料金規制が解除されました。ガス料金は液石と同じ扱いで良いですか？

(31)　簡易ガス団地が経過措置の指定を受けず自由化団地になった場合や、改正法施行後経過措置料金規制が解除されて自由化団地になった場合には、その団地における需要家のシェアーにより、「特別な事後監視」の対象となる場合とそうでない場合があります。

「特別な事後監視」の対象となった場合には、自由化後３年の間、３ヶ月ごとに標準家庭における１ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金の報告書を提出し、値上げを行ったと判断された場合には、その値上げが合理的か否かを精査し、合理的でない値上げと判断された場合には、是正を求められます。

「特別な事後監視」の対象とならなかった団地は、「一般的な市場監視」に委ねられます。この場合、需要家等からの申し出などにより調査が必要と判断された場合に、上記と同様な調査が行われます。

これらの調査が行われる場合には、事業者はその値上げが合理的であることを説明することになりますので、それまでの簡易ガス団地料金表から極端に異なる料金制度を採用した場合には、説明がかなり困難になると思われます。従来の簡易ガス料金制度を基本に、標準係数を必要に応じて最新のものに置き換えるなど、説明しやすい料金改定を行うことを薦めます。

一方、ガス事業法改正後に新設された団地では、自由な料金制度が認められますので、質問のような液石販売同様の料金制度とすることも可能です。しかし、液石販売では「料金の透明性の確保」が求められていますので、原料費調整制度を含む透明性のある料金制度とされることを期待します。また保安の責任範囲にも影響しますので、灯外内管については需要家の所有とすることも原則として維持していただきたいと考えます。

32.　自由化団地になった後導管の更新を行いました。料金改定はどうすれば良いですか？

(32)　導管の更新は固定費の増加となりますので、基本料金を増額することにより、費用回収を図ることになります。料金改定月額の目安は以下のとおりです。

料金改定月額の目安＝投資金額÷｛12（月）×13（償却年数)｝÷供給地点数

更に固定資産税・設備金利負担等の費用も加算する必要があります。また、最新の標準係数を用いて料金算定を行うことによっても、料金改定の目安を知ることができます。

ただし、この算式で得られる解は、大幅な値上げとなることが予想される一方、供給地点数で除しているため、調定数に応じて行われる回収では回収不足となります。

回収年数を伸ばすことにより値上げ幅を圧縮し、需要家の理解を得るとともに、調定数を増やす努力が必要になると思われます。

33.　灯外・灯内内管の費用は従来どおりまとめてお客様に請求しなければならないのか？例えば有償貸与とし設備利用料として回収する方式はどうか？

(33)　【経過措置団地】　従来どおり「指定旧供給地点小売供給約款」の定めに従ってください。

【自由化団地】　需要家と個別の契約を締結することにより、あるいは「ガス小売供給約款」を改定することにより、変更は可能です。灯外内管・灯内内管の費用を分割払いとすることも可能です。需要家が負担しやすい方法を提案しては如何でしょうか。

ただし、質問にある「有償貸与」は、配管設備がガス小売事業者の所有となり、保安責任の区分にも影響しますのでお勧めしません。特に灯内内管については、液石販売の事例では、ほとんどの場合「住宅の付着物」としてガス事業者の所有権が認められていません。

「料金の透明性」を維持するためにも、3部料金制とするか、ガス料金とは別にローンを設定する等、所有権が需要家にあることが明確になる方法をお薦めします。

34.　払込票の発行手数料を請求することは可能ですか？また、これは料金改定に該当しますか？

(34)【経過措置団地】　「指定旧供給地点小売供給約款」に以下のとおり定めています。

28. 料金の払込み
お客さまは、料金を払込みの方法で支払われる場合は、当社で作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。
① 当社が指定した金融機関又は当社の指定したコンビニエンスストア等（以下「金融機関 等」といいます。）
② 当社の営業所等

経過措置団地の料金は供給約款の定めを前提に算定されています。供給約款に払込書の費用について記載がないことから、ガス料金に含まれているものと考えられますので、払込票の発行手数料は請求できません。

また、「指定旧供給地点小売供給約款」に上記の定めが記載されておらず、払込書による払込みを認めていなかった団地において、新たに払込みを認める場合には、発行手数料の請求も可能とは考えますが、指定旧供給地点小売供給約款の変更申請・認可が必要ですので、管轄の経産局等にご確認願います。

【自由化団地】　需要家と個別の契約を締結することにより、あるいは「ガス小売供給約款」を改定することにより、請求は可能です。

① 自由化された以降も払込書による払込みを認めていて費用を請求していなかった場合には、払込書の発行手数料を需要家に請求することは、「ガス小売供給契約」又は「ガス小売供給約款」の改定であり、需要家に対する不利益変更となりますので、新ガス事業法第１４条の説明・書面交付及び第１５条の書面交付は丁寧に行うことが必要です。
② 一方、払込み以外の支払方法について料金を減額する場合には、需要家にとって不利益な変更とはなりませんので、口座振替等払込み以外の方法に誘導するお知らせに合わせ、第１４条の説明・書面交付及び第１５条の書面交付を実施することで良いと考えます。
③ また、それまで払込書による払込みを認めていなかった団地では、コンビニ払い等の払込み手段を追加することは、サービス向上の一環であり、利用するか否かは需要家が選択できますので、発行手数料を請求しても差し支えないとも思います。これも需要家にとって不利益な変更ではありませんので、制度改定のお知らせに合わせ、上記②と同様に実施することで良いと考えます。

35.　新規のコミュニティーガス団地（集合型マンション）で給湯器の設備投資が発生しました。料金設定する場合は、投資分を転嫁した３部制料金の考えを取り入れて良いでしょうか？

（35）　（31）でも説明しましたが、ガス事業法改正後の新設団地では、料金制度は自由に設計できます。「投資分を転嫁した」ではなく「需要家負担分の設備費用」として、３部料金制など需要家の理解を得やすい料金制度の採用をお薦めします。

36.　経過措置団地において、経年劣化の導管を一部だけ入れ替えました。新たな投資が発生したので料金改定を行いたいのですが、料金算定ツールにおける既存導管に係る供給地点数、入替導管に係る供給地点数を入力するにあたり、それぞれの地点数はどのように算出すればいいのでしょうか？

（36）　料金算定ツールにおいて、既存導管の供給地点数は「現在の供給約款に記載されている供給地点の数」、入替導管に係る供給地点数は「入替導管に接続する供給管の数」としてください。

37.　供給約款料金算定規則第３第１表中、１供給地点あたりの道路占用料の額を定める標準係数が、甲地、乙地、丙地に分かれていますが、それぞれの区分けの基準は何ですか？

（37）　道路占有料の所在地区分は平成２６年４月施行の道路法改正により、従来の３区分から、第１級地～第５級地の５区分に改訂され、それぞれの道路占有料も３年ごとに見直されています。また国道の占有料については政令により、その他の道路についてはその道路管理者である地方公共団体の条例により定められています。一方、標準係数における道路占有料の算出方法では、この法改正を反映すべく検討しましたが、簡略化が困難と判断し、当局とも協議の上、改定を見送っています。したがって、所在地区分は旧法の区分を使っており、以下のとおりです。

甲地：都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、宇都宮市、さいたま市、
千葉市、船橋市、八王 子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、
浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、 東大阪市、神戸市、姫路市、
岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市及び鹿児島市 の区域
乙地：市の区域で甲地以外のもの
丙地：町及び村の区域

38. 事業報酬額とは何ですか？

(38)　事業報酬額とはガス小売事業者が継続的に事業を実施する上で必要な資金調達コストをいい、適正とされる事業者の利潤のことです。適正とされる利潤とはコミュニティーガス事業の合理的な発達を遂げるに必要な資金調達に資するとともに、支払利息や配当金を支払うに足る報酬で料金算定の要素となります。

「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則」第２条第２項に“総原価は「営業費の額、営業費以外の項目の額、事業報酬の額の合計額」と定められています。事業報酬額の算出方法は「有形固定資産投資額×事業報酬率」で算出されます（地方公共団体である事業者を除く)。

事業報酬率は経済産業大臣が定め事業者に通知する値であり、令和元年度以降の値は、元年2.93%、２年　3.27%、３年　3.60%、４年　3.03%となっています。

39.　総原価における租税課金（固定資産税）算出時に、「固定資産税の減免をするか否か」を選択することになっていますが、「固定資産税」の減免とはどういう意味ですか？

(39)【自由化団地】　　経過措置指定解除の前日までに新設したガス小売事業の用に供する償却資産については、経過措置団地同様の固定資産税の課税標準等の特例が適用されます。

【経過措置団地】　経過措置団地に償却資産「特定ガス発生設備（容器及び気化装置を除く）及び附属設備の用に供する機械及び装置並びに導管であって、専ら指定旧供給地点におけるガスの供給の用に供するもの。」を取得した場合に課される固定資産税の課税標準は、当該償却資産に新たに固定資産税が課されることになった年度から５年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の３分の１の額とし、その後５年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の３分の２の額となります。

40.　設備投資した導管等（有形固定資産）の固定資産税の減免措置の特例措置適用の可否。

(40)　**(39)** の解説のとおり、経過措置指定解除の前日までに新設され、専ら指定旧供給地点のガスの供給の用に供された導管であれば固定資産税の減免が受けられます。

41.　料金改定を行なう場合、原料費調整の調整指標となる基準平均原料価格はどのように設定するのですか？

(41)【自由化団地】　新設の自由化団地においては、料金制度の設計はガス小売事業者に任されていますが、料金の透明性を維持するためには、従量料金は何らかの合理的な指標(直近ＣＩＦ、ＣＰ、ＭＢ等々）に準拠した原料費調整制度を維持することを勧めます。したがって、以下に説明する３ヶ月平均輸入ＣＩＦに連動させることも全く問題ありません。「ガス小売供給約款（料金表を含む)」の改定は需要家の同意があれば可能ですので、管轄経済産業局等への申請・届出等は不要ですが、第１４条の説明・書面交付及び第１５条の書面交付を確実に実施してください。

【経過措置団地】　基準平均原料価格は供給約款認可料金申請の日又は供給約款届出の日の直近３ヶ月に公表された円建て貿易統計価格のプロパン数量及び価格を基にした加重平均値（円／トン）と定められています。また、原料費の算出根拠となる原料費購入単価は、基準平均原料価格を算出した３ヶ月と同月の原料購入額を用いて算出されます。

42.　供給約款料金を引き下げる場合の申請手続きについて教えてください。

(42)【自由化団地】　ガス料金の引上げ、引下げ共にガス小売供給契約又はガス小売供給約款の改定となりますので、第１４条（説明及び書面の交付)・第１５条（書面の交付）を遵守してください。

【経過措置団地】　ガス料金を引下げる場合は、需要家の利益を阻害するおそれがないと見込まれますので、変更後の供給約款を経済産業大臣届け出ることとなります。(料金の引上げの場合は申請し認可を受ける必要があります。)

引下げる場合の料金算定方法には次の２種類があります。

①　総括原価方式　基本的に認可料金改定と同様に、各原価の額を算定し直した上で、項目別に原価を積み上げて届出総原価を算出し、それを基に現行料金より引き下げられたガス料金を算出します。

②　届出上限値方式　原資算定期間における経営効率化等により生じることが見込まれる費用の削減額を、料金引下げ原資と財務体質強化原資に分け、その算出した料金引下げ原資を変更前の料金収入額から差し引きます。差し引いた額を届出上限値といい、この値を超えないようにガス料金を算出します。

43.　料金算定に伴う総括表の「その他経費」には、何が含まれていますか？

(43)【経過措置団地のみ】　「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則」によれば、“営業費”の“その他経費”は「原料費、労務費、修繕費、租税課金（固定資産税、事業税、道路占有料）及び減価償却費の合計額に適正な経費率（注：経済産業大臣が別に告示する値。現在は 15%）を乗じて算定するものとする。ただし、供給地点群の規模その他の条件により供給地点ごとに差異が生ずるときは、適正な原価によることができるものとする。」と定められています。

係数で算定されるため、内訳が明記されていませんので、供給地点群に係る“営業費”の合計額から、個別に算定される「原料費、労務費、修繕費、租税課金（固定資産税、事業税、道路占有料）及び減価償却費」を除くものとなります。

44.　原料費調整制度における料金の調整はどのようにするのですか？

(44)　【自由化団地】　必ずしも経過措置団地と同じ原料費調整を行う必要はありませんが、料金制度を変更する場合には、従来制度からの合理的な制度変更であることを需要家等に説明するためにも、何らかの原料費調整を行うことを勧めます。

【経過措置団地】　旧簡易ガス料金算定規則第１８条第２項に「料金の調整は、基準単位料金（略）について、(略）基準平均原料価格と（略）実績平均原料価格との差額（実績平均原料価格が基準平均原料価格に１.６を乗じて得た額を超える場合に あっては、基準平均原料価格に０.６を乗じて得た額）に、(略）原料価格の１㎥当たりガス料金への**換算係数（＊）**を 100 で除して得た値を乗じて得た額により行わなければならない。」と定められています。

また「基準平均原料価格」については同条第３項に規定されていますが、それぞれの団地の「指定旧供給地点小売供給約款」に記載されている値です。

そして「実績平均原料価格」については同条第４項に「実績平均原料価格は、調整を行う月の５月前から３月前の期間（略）における原料価格の円建て貿易統計価格の平均とする。」と定められています。

＜次ページに「換算係数（＊)」及び原料費調整額の計算例を記載＞

（＊）経済産業大臣が算定する原料価格の１㎥当たりのガス料金への換算係数（単位：円／㎥）

液化石油ガスの種類 供給地点群が所在する地域	い　号	ろ　号	い号、ろ号併用
北海道、青森県、岩手県、 及び秋田県	０．２１５ ０．２１０	０．２２５ ０．２１９	０．２２０ ０．２１５
沖縄県	０．２０２ ０．１９７	０．２０９ ０．２０４	０．２０５ ０．２００
その他の地域	０．２１０ ０．２０４	０．２２０ ０．２１５	０．２１５ ０．２１０

（注）上段：私営事業者、下段：公営事業者

私営事業者の換算係数＝原料費の増減＋事業報酬額の増減＋事業税の増減

公営事業者の換算係数＝原料費の増減

２．原料費調整額の計算例

【前提】Ａ団地（私営事業者、毎月調整　東京都所在）　　基準平均原料価 48,120 円/ﾄﾝ

年/月	○○/8	/9	/10	/11	/12	○○/1	/2
ＣＩＦ	54,874	54,209	57,523	60,908			
実原料平均価格		55,530	57,540			★	★

調整月

●１月の原料費調整額を計算する場合

・○○年 8～10 月の平均ＣＩＦ価格を計算する。⇒55,530 円/ｔ(10 円未満切捨て)

・上限値の確認　　55,530 円/ｔ　＜76,990 円/ｔ＝48,120 円/ｔ×160%　　ＯＫ

・原料価格変動額の算定　⇒　基準平均原料価格と実績平均原料価格の差を算出。

55,530 円/ｔ－48,120 円/ｔ＝7,400 円/ｔ（100 円未満切り捨て）プラスの調整

・原料費調整単価（円/㎥）＝原料変動額÷100 円×0.21 円/㎥×（1+消費税率）

＝　7,400 円/ｔ÷100×0.21×1.10＝17.094 円/㎥

（小数点第３位以下を切り捨て（端数処理（45）参照））

・１月の原料費調整額は、(使用量が 40.0 ㎥と仮定すると)

⇒　40.0 ㎥×17.09 円/㎥＝683.6 円

●２月の原料費調整額単価＝(57,540-48,120)÷100×0.21×1.10＝21.7602 円/㎥

（端数処理（45）参照）

・２月の原料費調整額は、(使用量が 45．0m3 と仮定すると)

⇒　45.0 ㎥×21.76 円/㎥＝979.2 円

45.　原料費調整を計算する場合の端数処理の方法を具体的に教えてください。

(45)　【自由化団地】　必ずしも経過措置団地と同じ端数処理を行う必要はありませんが、事務処理の標準化のためにも、液石販売と合わせ社内の端数処理ルールを整備することを勧めます。

【経過措置団地】　協会作成の「指定旧供給地点小売供給約款」に従えば以下のとおり端数処理を行うこととなります。

項目	計算方法	端数処理
①実績平均 原料価格	●５ヶ月前のＣＩＦ価格（確報） ●４ヶ月前の　〃 ●３ヶ月前のＣＩＦ価格（速報） } 加重平均	一の位を 四捨五入
②基準平均 原料価格	同上	同上
③調整単位 料金	①原料変動額を算出（円/ｔ） イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額　＝　平均原料価格－基準平均原料価格 ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額　＝　基準平均原料価格－平均原料価格 ここで算出した原料変動額を一度端数処理　⇒ ②原料変動額を基に調整単位料金を算出 イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金（円/㎥） ＝基準単位料金＋｛原料変動額/100×換算係数×1.10｝ ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金（円/㎥） ＝基準単位料金－｛原料変動額/100×換算係数×1.10｝ 調整単位料金(円/㎥）の端数処理　↗	十の位 切り捨て 小数点 第〇位 以下を 切り捨て （注１）
④早収料金	早収料金＝基本料金+調整単位料金×使用量　⇒	１円未満 切り捨て

※　上記は標準供給約款（消費税込み料金表示のみ）に基づいております。

注１　小数点第〇位は事業者の任意設定で供給約款第 23 条の記載に従うこと。
　　小数点第３位が一般的。

注２　イ・ロの算式によって求められた計算結果の小数点第〇位以下の端数を切り捨てることになっている。基準単位料金に加減算する前の計算途中で切り捨てないこと。

46.　原料費調整制度の指標となる平均原料価格は、上限バンドは１６０％と設定されていますが、下限の設定がないのは何故でしょうか？

(46)　【自由化団地】　必ずしも上限バンドを設定する必要はありません。また、例えば上限バンドを２００％に設定することも可能です。いずれにしても協会作成の「ガス小売供給約款（一例)」を基に約款を定めている場合には、「ガス小売供給約款」の改定となりますので、第１４条（説明・書面交付）及び第１５条（書面交付）を行う必要があります。上限バンドの廃止または引上げは、需要家にとって不利益な改定となりますので、第１４条の説明を丁寧に行い理解を得る必要があります。

【経過措置団地】　本来、原料費調整制度は、為替レートや原油価格といった外生的な要因により変動する原料費を外部化することにより、客観的な変動については、その都度料金改定の認可手続きを行うことなく、調整することができるようにしたものです。下限を設定しない理由は、平成７年７月の都市熱エネルギー部会・都市ガス事業料金制度分科会「中間報告」には次のようにあります。

> 一定以上の大幅な変動については、料金の急激な上下動、特に上昇局面における急激な料金上昇は回避すべきとの観点から、調整・反映する範囲を限定するべく、適切な上限を設定することが適当である。

つまり、需要家保護の観点から上限に対してのみ規制を設けているものです。仮に下限バンドを設定すると、原料費が下落した場合需要家は下限を下回る本来あるべきガス料金よりも高いガス料金を支払うことになり、需要家保護に反することになります。

47.　自由化団地です。原料価格の高騰により料金が上限バンドに制約され固定されている状況です。どうすれば良いですか？

(47)　【自由化団地】　基準平均原料価格及び原料費を見直して、最近のマーケットに合わせれば、上限バンドも変更されますので、解決方法の一つです。また、上限バンドを引き上げる、あるいは上限バンドの規定自体を削除することにより原料価格のアップダウンをそのままガス料金に反映することが可能となります。

協会作成の「ガス小売供給約款（一例)」には、「23. 単位料金の調整」の⑵－②に「平均原料価格（トン当たり)」として次のとおり記載されています。

「別表第３-１の２⑵に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトンあたりのプロパン平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）を平均原料価格といたします。ただし、その金額が　○○，○○○円以上となった場合は、○○，○○○円といたします。」

この「○○，○○○円」がその団地の上限バンドの値ですので、上限バンドの制約を外すためには「○○，○○○円」を十分に引上げるか、「ただし、その金額が　○○，○○○円以上となった場合は、○○，○○○円といたします。」の一文を削除することとなります。

いずれの方法も、「ガス小売供給約款」の改定ですので、第１４条（説明・書面交付）及び第１５条（書面交付）を実施することになりますが、需要家には不利益な変更となりますので、丁寧に行う必要があります。

【経過措置団地】　「自由化団地」と異なり、上限バンドは「旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款算定規則」第１８条に定められており、上限バンドの引上げや廃止はできません。ただし、ガス料金の引下げに合わせ、原料費及び基準平均原料価格を見直すことにより、上限バンドの問題は解決できます。ガス料金引下げによる「指定旧供給地点小売供給約款」の改定は届出で足ります。

48.　実取引では「ＣＰ・ＭＢ合成価格」等が使用されますが、原料費調整では何故「ＣＩＦ価格」を使用するのですか？

(48)　原料費の変動額を認可手続きなしで料金の調整を行うためには、消費者も納得する客観的な数値で行う必要があるからです。「ＣＩＦ価格」「ＣＰ価格」「ＭＢ価格」の意味は、次のとおりです。経過措置団地の原料費調整では、最も信頼できる指標として、財務省の貿易統計で発表される「ＣＩＦ価格」を使用しています。

ＣＩＦ価格

ＣＩＦ価格は、ＣＩＦ条件下での貿易取引価格のことで、「Cost（価格)」と「Insurance（保険料)」と「Freight（運賃)」の三要素から構成される価格です。

ＣＩＦとは、貿易取引において、ＦＯＢ（free on board 本船積込渡し）と共に最も多く用いられる取引条件の一つで、輸出業者が貨物を荷揚げ地の港（輸入港）で荷揚げするまでの費用（輸出梱包費、輸出通関費、運賃、船荷保険料等）を負担し、一方で荷揚げした以降の費用は輸入業者が負担するという取引条件です。貿易統計は、財務省のホームページで確認することができ、毎月約１ヶ月遅れで速報が公表されます。（例・・・１月ＣＩＦ速報は２月末に公表）

ＣＰ価格

「ＣＰ」は「ｃｏｎｔｒａｃｔ　ｐｒｉｃｅ」の略です。ＬＰガス生産量が多いサウジアラビアの国営石油会社サウジアラムコ社が原油価格動向のほかに、サウジ及び他産ガス国のスポット入札価格を総合判断して決める価格です。発表は、毎月月末に翌月分が発表されます。入札価格は公表されないことから、ある意味で一方的な通告価格といえます。

財務省の「ＣＩＦ価格」が日本に輸入された全ての国からの価格を反映していることに対して、ＣＰ価格はサウジアラビア（広く捉えても中東地域）のみの代表的な価格です。また、ＣＰは出荷時点の価格であり、ＣＩＦは日本到着時点の価格であり、ＣＩＦはＣＰより約20日程度遅れた価格です。

ＭＢ価格

「MB価格」はテキサス州モントベルビュー市のLPG基地におけるＬＰガスの取引価格です。全米で生産されたガスはパイプラインでテキサスに集められ精製されるため、ここでの取引価格が北米産ＬＰガスのマーケット指標価格となっています。

49.　ＣＩＦ価格の速報値、確報値、確々報値、確定値はどういう違いがあるのですか？

(49)　それぞれの説明は、次の通りです。

速報値　輸入する貨物の引取申告の時の申告価格により作成される数値。当該月の翌月下旬に公表されます。

確報値　輸入する貨物の納税申告の際に申告された価格（ＣＩＦ価格）を用いて作成される数値。輸入分は該当月の翌々月に公表されます。

確々報値　確報値公表後に発生した訂正等の補正作業を行った数値。毎年３月頃に前年分が公表されます。

確定値　確々報値公表後に発生した訂正等の補正作業を行った最終的な数値。毎年 11 月頃に１年分遡って公表されます。

50.　自由化団地です。原料価格の算定指標に「CP・ＭＢ合成価格」を導入しても良いですか？

(50)【自由化団地】　「自由化団地」の料金は自由化されていますので、ＬＰガス元売が使用している「CP・MB 合成価格」を基準とすることは問題ありません。ただし、「ＣＰ・ＭＢ合成価格」の意味と指標とすることの妥当性を需要家に説明し、月々の算出根拠を需要家に開示することには努力が必要と考えます。旧ガス事業法の下で認可を受け、その後自由化された団地では、料金改定は需要家の理解が得られれば可能ですが、改定には合理的であることが求められますので、合理的な理解し易い指標に基づく原料費調整制度を維持することが賢明です。

合理的な指標の例として、以下のようなものが考えられます。

①　現在使用している「３ヶ月平均ＣＩＦ」
②　「直近の単月ＣＩＦ」
③　上記「ＣＰ・ＭＢ合成価格」
④　日本の市場でＣＰとＭＢが拮抗していることを前提に発表されている「ＣＰ価格」
⑤　元売りが毎月月初に発表している「卸価格の前月比」

協会は、現行の①「３ヶ月平均ＣＩＦ」についてはこれからもフォローしていきますが、①以外の方法については対応しませんので、①以外の方法を選択する場合には元データの出典、計算方法、端数処理の方法等を明確にしておいてください。

51.　毎年５月検針分の平均原料価格において、都市ガス事業者とコミュニティーガス事業者のプロパン平均原料価格に差異があります。都市ガス事業者とコミュニティーガス事業者とで平均原料価格の算出方法は異なるのですか？

(51)　一般ガスと簡易ガスの平均原料価格の算出方法は基本的には同じですが、５月検針分のみ採用する前年１２月分のデータのレベルが若干異なります。

通常月（4、５月検針分以外）の算出の平均原料価格の算出は以下の３ヶ月の加重平均です。

●５ヶ月前のＣＩＦ価格（確報値）
●４ヶ月前のＣＩＦ価格**（確報値）**
●３ヶ月前のＣＩＦ価格（速報値）

４月検針分の平均原料価格については価格算出時点で（２月末）１２月分の確報値が発表されていないことから以下の３ヶ月の加重平均になります。

●１１月のＣＩＦ価格（確報値）
●１２月のＣＩＦ価格**（速報値）**
●１月のＣＩＦ価格　（速報値）

ここまでは都市ガス事業者も簡易ガス事業者も同様の算出方法です。しかし、５月検針分の場合のみ、平均原料価格の算出方法に違いがあります。それぞれの計算根拠は次の通りです。

	コミュニティーガス	都市ガス
１２月のＣＩＦ価格	**速報値**	**確々報値**
１月のＣＩＦ価格	確報値	確報値
２月のＣＩＦ価格	速報値	速報値

（説明）

都市ガス事業者は、５月検針分の平均原料価格の算出時に、１２月ＣＩＦ価格を確々報値に置きなおして計算しています。しかし、コミュニティーガス事業者は、小規模事業者も多く、置きなおして算出することによる計算ミスを懸念して、当局了解の上、１２月ＣＩＦ価格の確々報値への置換えは行わず、速報値のまま計算する方式としています。

52.　法定報告書はどんな種類がありますか？それぞれ提出期限についても教えて下さい。
また、新たに提出することになった供給計画について、記入方法等を教えてください。

（52）　提出義務のある報告書は、次のとおりです。

業務関係報告書	提出時期	備考
ガス事業生産動態統計調査票	毎月翌月１０日まで	すべてのコミュニティーガス団地
供給計画届出書	当該年度の開始前	すべてのコミュニティーガス団地
収支計算報告書	決算後３ヶ月以内	経過措置団地のみ
資産額報告書	決算後３ヶ月以内	経過措置団地のみ
旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書	決算後４ヶ月以内	経過措置団地において、指定旧供給地点小売供給と指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う事業者のみ

供給計画届出書の記入方法は資源エネルギー庁のホームページから「＊ガス事業制度について」をクリックし、さらに「＊関係法令・様式等」をクリック、下方にスクロールして「様式」「ガス小売事業者」の「省令（様式第１５）供給計画届出書」の下にある「供給計画及び製造計画届出書の記載要領」を参照してください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/summary/notification_form/

53.　ガス事業生産動態統計調査票の記入のポイントについて教えてください？

(53)　資源エネルギー庁のホームページに記入要領が掲載されています。現在は令和３年６月改訂版が最新となっています。ご確認ください。

資源エネルギー庁 HP　⇒　統計・データ　⇒　ガス関連
⇒　ガス事業生産動態統計調査（コミュニティーガス用でない方）
⇒　調査票　⇒　記入要領（様式２用）

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/gas/ga001/pdf/stgusga001_009.pdf

項目ごとの記入ポイントについては次のとおりです。

- 原料について
 - ＊　特定ガス発生設備が貯槽（ストレージタンク）の場合
 受入量のみを記載する。シリンダー容器の場合は、特定容器使用記録表　（ガス事業法施行規則　様式第２０）から当月中に設置した容器本数を確認し、容器容量（ｋｇ）を乗じて算出する。
 バルクの場合は、充てん数量（ｋｇ）を記入する。
 - ＊　特定ガス発生設備が貯槽以外の場合
 月始在庫量、受入量、消費量、過欠補正、月末在庫量すべての項目を記入する。
- 消費量

当月中において、実際に消費した量を記入すること。また、需要家向けのガス販売量以外に、自家使用や加熱原料用の使用があれば、その分も勘案すること。

消費量はメーター計量により体積表示（㎥）になっていることが一般的なので、重量（ｋｇ）に換算すること。換算に利用する産気率は、旧簡易ガス料金算定規則に規定する値（経済産業大臣が別に告示する値。現行は次表のとおり。）を利用することが望ましい。

告示　別表５　産気率（単位：立方メートル／キログラム）

液化石油ガスの種類 供給地点群が所在する地域	い号	ろ号	い号、ろ号併用
北海道、青森県、岩手県及び秋田県	０．４７６	０．４５５	0.４６５
沖縄県に所在する供給地点群	０．５０７	０．４８９	0.４９８
上記以外の都府県に所在する供給地点群	０．４８８	０．４６５	0.４７６

➢ 過欠補正

棚卸しをした場合において、帳簿上の数量と現品との間に増減があったときは、その増減数量を（＋）又は（－）の符号をつけて記入する。

一般的には、過欠補正＝月始在庫量＋受入量－消費量－月末在庫量となる。

月始在庫量 1,000ｋｇ、受入量　8,000ｋｇ、消費量　8,200ｋｇ、月末在庫量　1,000ｋｇとした場合、過欠補正は、－200ｋｇとなる。

➢ 需要家メーター数・販売量の用途別の項目について

✓ 家庭用

一般家庭（社宅、独身寮等を含む。）において、日常生活の用に供せられるもので、厨房、冷暖房、湯沸し及び風呂等に使用されたもの。

✓ 商業用

料理飲食店、旅館、会社、百貨店、銀行、劇場、及び娯楽場等において、その営業用として使用されたもの。

✓ その他

家庭用、商業用以外の用に使用されたもの。

54. 収支計算報告書は、どのようにして作成すればいいですか？

(54) 経過措置団地にガスを供給する事業者は、毎事業年度経過後３か月後においても、その団地が経過措置の指定を受けている場合には、改正前同様に資産額報告書及び収支計算報告書を作成し、その団地を管轄する経済産業局長に提出する義務があります。（新ガス事業会計規則附則第４条）

収支計算報告書の作成方法は新ガス事業会計規則附則第４条第１項及び別表第１に、また様式は第４条第２項及び附則様式第２に定められています。

ガス事業会計規則別表第１「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の勘定科目表」の科目説明に適合するように実際の有形固定資産、費用、収益を科目ごとに割り振っていく作業となります。ただし、原料費のように、明確にコミュニティーガス団地に掛かった費用が明確になるものもあれば、労務費のように、明確に費用を割り出せないものもあります。例えば、液石販売事業と兼業でコミュニティーガス事業を営んでいる事業者であれば、従業員の労務費は、コミュニティーガスと液石販売事業両方の経費として支払われていることになります。このように明確に費用を算出することができない勘定科目は按分計算によって費用を算出することになります。

55.　コミュニティーガス事業によるガス供給は、特定商取引に関する法律（特商法）の規制対象になりますか？

（55）　【共通】特商法は、商品を消費者の家庭に訪問して販売を行う訪問販売等、その後、業者と消費者の間に紛争が生じやすい取引について、勧誘行為の規制等、紛争を回避するための規制及びクーリング・オフ制度等の紛争解決手続を設けることによって、取引の公正性と消費者被害の防止を図るものです。

　コミュニティーガスの供給にかかる訪問販売等も、原則として特商法の規制の対象になります。

　また、ガス機器の訪問販売等は、どちらの団地においてもクーリング・オフ制度が適用になります。

　さらに、令和５年６月１日施行の改正特商法により、電磁的記録によるクーリング・オフが可能となっています。第 14 条・第 15 条に基づく交付書面の特商法に関する記載内容が更新されているか確認してください。

【自由化団地】　ガス事業法の改正によりガス小売事業が自由化されたため、自由化団地のガス小売供給契約はクーリング・オフの対象となりました。

【経過措置団地】経過措置団地については最終保障供給が課せられていることから、指定を受けている間、同法第２６条第４項第２号、同法施行令第６条の３第２号及び同法施行令附則３（三）の規定により、ガス小売供給契約については、クーリング・オフ制度は適用されません。

56.　料金に関する行政の定期的評価において、収支が赤字の事業者、もしくは長期にわたり料金を改定していない供給地点群を有する事業者が評価対象とされるようですが、どのように行政評価が行われ、また、どのような行政指導を受けるのですか？

(56)今般の料金に関する定期的評価については、平成２３年度からスタートしており、概ね次のようになります。

Ⅰ．収支計算報告書、又は旧簡易ガス事業に係る部門別収支計算書において赤字の事業者

① 評価対象　　赤字の地点群を抱えていること（他にも詳細条件あり）。

② 評価基準　　評価内容の項目に事業者全体（簡易ガス事業以外を含む。）として黒字であれば、評価完了。(他にも評価基準あり)。

赤字の場合は、解消見込みの有無等のヒアリング。

③ 最終評価　　事業者に対し、報告徴収を行う。料金改定の行政指導を受けることもあり得る。評価結果の公表については、最終評価に至った場合には、社名の公表。それ以前に評価完了であれば、社数(地点群数)の公表となります。

Ⅱ．長期にわたり料金未改定の事業者

① 評価対象　　標準係数が見直される年の４月１日を起点に過去にさかのぼり、３年以内に料金改定を行っていない地点群を所有する事業者が対象(他にも詳細条件あり)。

② 評価基準　　ホームページ等で料金改定実施予定の有無の確認。実施予定であれば評価完了。

実施予定が確認されない場合は、改定予定の有無、料金改定を行わない理由等をヒアリング。

③ 最終評価　　事業者に対し、報告徴収を行う。料金改定の行政指導を受けることもあり得る。評価結果の公表については、最終評価に至った場合には、社名の公表。それ以前に評価完了であれば、社数(地点群数)の公表となります。

57. 大震災が起きると、学校の校庭等に７０戸以上の仮設住宅が建設されるが、この場合はコミュニティーガス事業の許可を受ける必要がありますか？

(57)　過去の中越沖地震や阪神大震災において、同一敷地内に 70 戸以上の住宅が建設されても、一時的なガス供給の場合は、コミュニティーガス事業とはならない旨の取扱いが行われています。

仮設住宅であっても長期間使用する場合は、一時的な供給とは言えませんので、入居形態、使用期間等の状況を調査し、経済産業局と協議して対応することが必要です。

以上

2022年度
第6回業務委員会
資料№8-1

コージェネ財団　燃料電池室
2022年度 の活動状況について

2022年2月22日

コージェネ財団
http://www.ace.or.jp

一般財団法人　コージェネレーション・エネルギー高度利用センター

２０２２年度　コージェネ財団　燃料電池室　活動計画

コージェネ財団

活動方針

«カーボンニュートラル時代を見据え、エネファーム販売の意義を再確認し、
会員の取り組み段階に応じた適切な販売支援を行う。»

2050年カーボンニュートラルに向けたトランジション期におけるエネファーム普及の意義を会員各社に再確認いただきつつ、実販売につながる支援を継続実施する。

重点活動項目

（１）エネファーム販売の意義の啓発
（２）幹事会社・会員各社との情報共有
（３）エネファーム普及に向けた情報発信
（４）エネファーム普及のための研修会・教育の実施
（５）エネファーム普及のための支援ツールの提供

重点活動項目　（１）エネファーム販売の意義の啓発

①カーボンニュートラル時代の国策やガス事業環境の変化の周知を図り、エネファームの果たす役割を再認識していただく

- **業界団体の会合等での啓発活動**
- **ガス事業者・特約店・販売店さま向けの啓発活動※（特に取り組み途上の会社の経営者）**
- **コージェネ財団主催の研修会において、参加メンバーへの周知**

②エネルギーシステム別一覧表を活用したガス機器の競争力分析・戦略検討のお手伝い

- **同条件でのシミュレーション結果を一覧にした「エネルギーシステム別一覧表」の活用方法説明**
- **機器販売価格・ガス料金等を決定する際の参考資料として、戦略検討に役立てていただく**

※啓発活動(案)

狙い・目的：2050年カーボンニュートラルに向け、トランジション期の2030年ではエネファーム販売が有効な手段であることをご理解いただき、エネファーム普及を推進する

実施内容：エネファームに対する国の期待やガス業界の活動の方向性、他システムと比較した場合のエネファームの優位性等について説明する

実施方法：案1.エリアごとの現地開催
案2.WEBを活用して配信
案3.様々な会議で時間をいただき説明する　等
尚、いずれの場合も業界団体と連携して行う

重点活動項目　（２）幹事会社・会員各社との情報共有

コージェネ財団

①事務局としてFCサポートネットワーク制度を円滑に運営し、エネファームの全国普及を推進
- エネファーム普及支援検討委員会
- 家庭用燃料電池全国普及推進ワーキング
- エネファーム全国普及のための地区別検討会
- LPガスエネファーム普及加速施策検討会
- 販売促進サブワーキング

②巡回やアンケート調査から得た課題を、各種ＷＧ内で共有し、適切な支援活動を実施

③取り組み事業者を対象とした各種会議でテーマ毎に活動内容を共有し会員企業に展開
- 停電時の自立発電継続(レジリエンス)機能の提案
- 経年エコウィルやエネファームのリプレイス提案
- 設置後10年を経過する物件への更新提案(SUリフォーム含む)
- 使用年数の浅い給湯器をお使いのお客さまも含めたSOFCの後付け提案

④地区別検討会(エリア開催)との連携
- 地区別検討会(全国) の情報をエリアのガス事業者へ発信
- エリア幹事会社と連携し、エネファーム販売拡大に向けた情報交換・施策検討会を継続実施
 （関東地区・東海地区・中四国4社会・九州地区）
- これまでコージェネ財団が参加していない地区での情報交換、発信の機会の創出
 (北海道地区・東北地区・北陸地区(・近畿地区))

重点活動項目　（３）エネファーム普及に向けた情報の発信

①会員企業の先進的な取り組み事例をホームページやかわら版などで発信

・会員企業で制作しているYou Tube動画やチラシ画像をホームページで共有
・業界のトピックスをかわら版で発信

②エネファームの価値を有効に伝えるコンテンツの充実

・災害時のエネファームお役立ち情報やエンドユーザーの声をホームページに掲載
・効果的な情報のWEB動画配信やDVD配布

③エネファームに関する情報の調査・発信

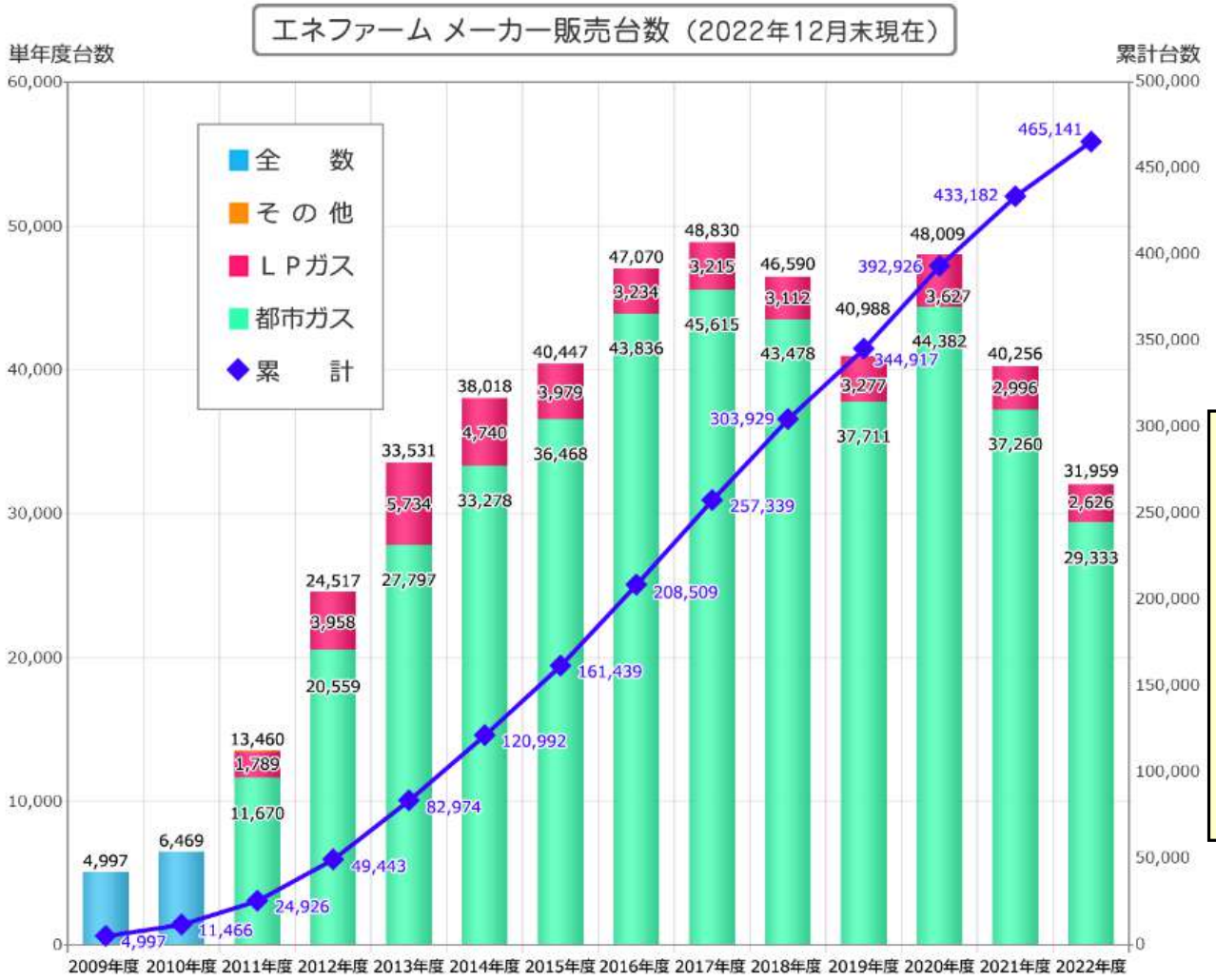
・全国の自治体のエネファーム補助金を調査・発信
・メーカー販売台数統計の発信
・集合(マンション)物件へのエネファーム導入事例調査

④全国の取り組み途上のガス事業者への啓発・入会促進活動を継続

・個別訪問による情報交換(提供)・入会促進・ニーズ調査を実施
・JGA・日団協・全L協・コミュG協等、他団体と連携しFCサポートネットワーク活動の紹介

(３)-③ エネファームに関する情報の調査・発信

エネファームメーカー販売台数



第3四半期実績10,653台
対前年比126.5%

2022年度累計31,959台
対前年比108.9%

発売以来の累計台数は
465,141台となった。

重点活動項目　（４）エネファーム普及のための研修会・教育の実施

コージェネ財団

①既存住宅向け研修会

・黒田式エネファーム既築販売研修会(新・基本編、エネルギー編、リプレイス編、SOFC版)
・要望に応じた個別対応としての販売研修会の各地開催

②営業支援研修会

新 ・エネファーム提案営業研修(初級)
・アプローチブック研修会
・ユーザー満足度向上の訴求として、アフターフォロー研修会
・サブユーザー営業に必要な知識を身につける新築営業研修会
新 ・ZEHの基礎研修
・eラーニングの更新

③技術支援研修会

・幹事会社さま・メーカーさまの協力による、商品知識・施工・系統連系の研修
・メーカーさまの協力による、工場見学会

④エネファーム採用物件見学会

・集合物件や大規模建売(分譲地)住宅の視察
・スマートタウンの視察
・集中供給/バルク供給物件などコミュニティ団地での採用情報収集と紹介

重点活動項目　（５）エネファーム普及のための支援ツールの提供

コージェネ財団

①メーカーさまと連携し、支援ツールや情報を会員企業向けに提供

・機器データ（新製品対応）
・画像データ（新製品対応）
・提案ツール
・販促グッズ

②光熱費シミュレーションの活用を支援

・システム別比較表を活用したエネファーム販売意義啓発活動により、シミュレーションのニーズ向上
・シミュレーション使い方研修の継続実施

③財団の活動や支援メニューを知って頂くためのパンフレットを作成(リニューアル)

以　上

2022年度
第6回業務委員会
資料№8-2

コージェネ財団　燃料電池室
2023年度 活動計画（案）

2023年2月22日

コージェネ財団
http://www.ace.or.jp

一般財団法人　コージェネレーション・エネルギー高度利用センター

2022年度　燃料電池室の活動の振り返り

項　目	内　　容
■エネファーム販売意義の啓発	・カーボンニュートラルに向けたエネファームの販売意義について資料作成 ・沖縄ガスさまの依頼で販売会社・建築会社向けに説明 ・説明動画を作成し、会員向けホームページにて周知（予定）
■FCサポートネットワーク制度の円滑な運営	・各種会議でレジリエンスやリプレイス提案などの情報を収集、他社に共有し活動に展開 ・「エリアごとの地区別検討会」に参加し情報発信、意見交換を実施（東海・中四国・九州） ・コロナ禍により会員訪問活動は行わず、アンケートにより今後の支援に繋げるヒアリング調査を実施
■効果的な情報発信	・「かわら版」は、販売店さまのエネファームへの取り組み・分譲地でのエネファーム採用事例、囲いこみ活動によるZEH推進・新商品情報等をテーマに発行 ・「事例発表会」は、広島ガスさまの大型分譲地での標準採用、静岡ガスさまのSU囲いこみ活動、小田原ガスさまのリプレイス活動やメーカー最新情報をご講演頂き、DVDに収録して会員に配布 ・「給湯器買替時のエネファーム提案動画」「YouTube広告活用事例」を作成し、会員に配布 ・エネファームに対する自治体補助金情報、販売台数統計をホームページにて周知 ・災害時のエネファーム停電時自立発電継続機能の効果について調査発信 ・集合(マンション)物件でのエネファーム採用事例リストを発信
■研修会・教育の実施	・「黒田式研修会」は、WEB併用でも行ったが、対面研修のウェイトを増加。 ・「提案力基礎研修」・「新築営業研修」・「ZEH研修」・「アプローチブック研修」・「アフターフォロー研修」は、KBIさま・TGコムさまのご協力により、WEBを活用した双方向での研修を開催。 ・東京ガスさま・大阪ガスマーケティングさま・アイシンさま・パナソニックさまにご協力頂き、「商品知識研修」「系統連系研修」「施工講習」を開催。 ・パナソニックさまのメーカー工場見学会開催。
■普及支援ツールの提供	・「光熱費シミュレーション」を改訂、さらに原料費調整等を反映できるよう改訂予定。 ・エネファームの認知度向上に資するPR動画を作成。(予定)
■その他	・メーカーさまとの意見交換や業界各団体さまとの情報交換にてFC会員のご要望等を共有。

コージェネ財団

活動方針

補助金等の活用促進・支援と会員の取り組み段階に応じた販売支援により
エネファームの販売台数を最大化する

・「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」の執行率を意識し、最大限活用できるよう情報共有と支援を実施する。
・先行事業者が普及を牽引し、追従事業者が販売を底上げできるよう、エネファームの販売支援を継続実施する。

重点活動項目

新 **（１）業界団体と連携した補助金活用促進**
（２）幹事会社・会員各社との情報共有
（３）エネファーム普及に向けた情報発信
（４）エネファーム普及のための研修会・教育の実施
（５）エネファーム普及のための支援ツールの提供

2023年度　エネファーム普及支援体制

エネファーム普及支援検討委員会（第２種委員会）

委員長：東京ガス

各施策や普及活動への支援及び今後の活動の議論と検討

家庭用燃料電池全国普及推進WG(普及推進WG)

リーダー：東京ガス　　メンバー：東京、大阪、東邦、ENEOSグローブ、ＪＧＡ、日団協、(ＦＣＡ)

エネファーム全国普及のための施策の検討、及び、施策に基づく活動の運用支援

エネファーム全国普及のための地区別検討会（地区別検討会）

リーダー:大阪ガス

メンバー:東京、大阪、東邦、北海道、東部、仙台、北陸、京葉、武州、小田原、静岡、サーラE、広島、四国、西部、JGA

中核となる都市ガス事業者の活動内容等を情報共有し、各エリア会議参加会社での普及推進を目的とする。

LPガスエネファーム普及加速施策検討会（LP施策検討会）

リーダー:ENEOSグローブ

メンバー:ENEOSグローブ、アストモス、岩谷、伊藤忠Ｅ、ジャパンガスＥ、ジクシス、日団協、全L協、日本ｺﾐｭﾆﾃｨG協

元売り会社・業界団体の活動内容を情報共有し、各社の特約店を含めた普及推進を目的とする。

FCサポートネットワーク制度　「メンバー会社99社（2023. 2月）」

・エネファームの更なる普及拡大に向けた支援

・「取り組み途上」の全国の都市ガス事業者やＬＰ事業者への有効な支援

・「全会員」を対象としたサービスの提供

重点活動項目 新（１）業界団体と連携した補助金活用促進

①高効率給湯器導入促進補助金の活用促進

・補助金に関する情報を発信

＊ホームページ・メールマガジン・研修会にて、補助金に関する新情報を適宜発信する。

・補助金活用状況に関する情報を発信

＊メーカー販売台数を月次で発信することにより、業界全体での販売進捗を管理することで、各社のエネファーム販売増と補助金の積極活用を促す。

＊執行団体等から補助金受付状況が入手可能な場合、これらも発信する。

＊補助金活用につながる会員各社の有効な活動をかわら版・ホームページ・会議にて発信する。

②業界団体と定期的に情報共有を行い、業界全体で取り組み意識を高める

・業界団体との定期情報交換会(JGA・日団協、2~4回/年程度)

・財団の会員に加え、各団体の会員組織に情報を発信していただき、エネファーム普及に繋げる

重点活動項目　（２）幹事会社・会員各社との情報共有

①事務局としてFCサポートネットワーク制度を円滑に運営し、エネファームの全国普及を推進

・エネファーム普及支援検討委員会（2回/年）
・家庭用燃料電池全国普及推進ワーキング(3回/年)
・エネファーム全国普及のための地区別検討会(3回/年)
・LPガスエネファーム普及加速施策検討会(3回/年)

②取り組み事業者を対象とした各種会議でデーマ毎に活動内容を共有し会員企業に展開

・太陽光・蓄電池とのセット提案（PPA・3電池）
・停電時の自立発電継続(レジリエンス)機能の提案や活躍事例の共有
・集合(マンション)物件への提案状況・採用状況
・経年エコウィルやエネファームのリプレイス提案（SUリフォーム・集合物件含む）
・使用年数の浅い給湯器をお使いのお客さまも含めたSOFCの後付け提案
・その他、巡回やアンケート調査で得た課題対応

④地区別検討会(エリア開催)との連携

・地区別検討会(全国) の情報をエリアのガス事業者へ発信
・エリア幹事会社と連携し、エネファーム販売拡大に向けた情報交換・施策検討会を継続実施
　（東海地区・中四国新築4社会・中四国集合5社会・九州地区）
・2022年度にコージェネ財団が参加していない地区での情報交換、発信の機会の創出
　(北海道地区・東北地区・関東地区・北陸地区・近畿地区)

重点活動項目　（３）エネファーム普及に向けた情報の発信

①会員企業の先進的な取り組み事例をかわら版やホームページなどで発信

・業界のトピックスをかわら版で発信
・先進的な取り組みを事例発表会にて紹介
新 ＊**会員相互の関係づくりのため実開催を予定。**更に発表会の模様をDVDで配布する【検討】。
・会員企業で制作しているYou Tube動画やチラシ画像をホームページで共有

②エネファームの価値を有効に伝えるコンテンツの充実

・災害時のエネファームお役立ち情報やエンドユーザーの声をホームページに掲載
・効果的な情報のWEB動画配信やDVD配布

③エネファームに関する情報の調査・発信

・メーカー販売台数統計の発信
・全国の自治体のエネファーム補助金を調査・発信
・集合(マンション)物件へのエネファーム導入事例調査
・ホームページ上の情報を最新データに更新

④全国の取り組み途上のガス事業者への啓発・入会促進活動を継続

・個別訪問による情報交換(提供)・入会促進・ニーズ調査を実施
・JGA・日団協・全L協・コミュG協等、他団体と連携しFCサポートネットワーク活動の紹介

重点活動項目　（４）エネファーム普及のための研修会・教育の実施

①営業支援研修会

・黒田式エネファーム既築販売研修会を対面で開催
　(ご要望のあった事業者の営業状況に応じた研修にウェイトを置く、WEBは1回/年程度)
・サブユーザー営業に必要な知識を身につける新築営業研修・ZEH研修を実施
・アプローチブック研修会
・ユーザー満足度向上の訴求として、アフターフォロー研修会
・要望に応じた個別対応としての販売研修会の各地開催
・eラーニングの更新

②技術支援研修会

・幹事会社さま・メーカーさまの協力を得て、商品知識・施工・系統連系・メンテナンスの研修を実施
・メーカーさまの協力を得て、工場見学会を実施

新 ③エネファーム採用物件見学会

・集合物件や大規模建売(分譲地)住宅の視察
・スマートタウンの視察
・集中供給/バルク供給物件などコミュニティ団地等での採用事例づくりと紹介

→みなとアクルス見学を検討

重点活動項目　（５）エネファーム普及のための支援ツールの提供

①メーカーさまと連携し、支援ツールや情報を会員企業向けに提供

・機器データ・画像データ・提案ツール（主に新製品対応）
・販促グッズ

②光熱費シミュレーションの活用を支援

・光熱費シミュレーション改訂版*をリリース
　*エネルギー料金の新設・単価変動への対応や比較対象機器の増加を予定
・システム別比較表を活用したエネファーム販売意義啓発活動により、シミュレーションのニーズ向上
・シミュレーション使い方研修の継続実施

以　上

Go!ガステナブル

2022年度
第6回業務委員会
資料№8-3

日本ガス協会からの情報提供について

１．主要なエネファーム関係補助金について
(１)令和５年度及び令和４年度補正予算(主要なエネファーム関係補助金) (別紙にて)

(２)給湯省エネ事業について(本資料にて)
- エネファームが補助対象に含まれる、令和4年度補正予算「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(通称 給湯省エネ事業)」は、3月下旬からの交付申請開始が予定。最新情報について共有させていただく。

２．エネファームの普及に向けた取り組みついて(本資料にて)
- 現在計画・準備中の取り組みについて、紹介させていただく。

(１)ガスエネルギー新聞への連載企画について
(２)エネファームパートナーズからの情報発信について

2023年2月15日
一般社団法人日本ガス協会　普及部 業務推進グループ

© 2023 The Japan Gas Association

1．(2)給湯省エネ事業について　R4補正予算におけるエネファームへの補助について

- 11/8に令和4年度補正予算案が閣議決定され、住宅の省エネ化への支援を強化するための新たな補助制度（国交省、経産省および環境省の3省連携）が盛り込まれた。
- 本補助制度の中で**高効率給湯器の設置補助として、エネファームが補助対象化**された。

対象

※ 補正予算案閣議決定日（令和4年11月8日）以降に契約を締結し、事業者登録後（こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、下記の事業の事務局開設日（R4.12中旬予定）（開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日）以降）に着工したものに限る。

工事内容		補助対象	補助額
①省エネ改修	1）高断熱窓の設置※1 【経産省・環境省】 1,000億円	高性能の断熱窓 （熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）	リフォーム工事内容に応じて定める額（補助率1/2相当等） 上限200万円/戸
	2）高効率給湯器の設置※2 **【経産省】300億円**	高効率給湯器 （(a)家庭用燃料電池、(b)ヒートポンプ給湯機、(c)ハイブリッド給湯機）	定額 (a)15万、(b)(c)5万円
	3）開口部・躯体等の省エネ改修工事※3 【国交省】 1,500億円	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備（節湯水栓、高断熱浴槽等）の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円／戸＊
②その他のリフォーム工事※3 （①1）～3）のいずれかの工事を行った場合に限る）		住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等	＊子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸（既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸） ＊安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸

※1 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等（経済産業省・環境省）による支援
※2 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（経済産業省）による支援
※3 こどもエコすまい支援事業（国土交通省）による支援

© 2023 The Japan Gas Association

1．(2)給湯省エネ事業について(事業概要)

● 正式な申請開始は公表前だが、**3月下旬より開始される見通し。**

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="4">概要</th></tr>
<tr><td>執行団体</td><td colspan="4">SII・凸版印刷</td></tr>
<tr><td>事業終了時期</td><td colspan="4">予算上限に達するまで（遅くとも2023年12月31日まで）　※以前は2024年2月末</td></tr>
<tr><td>申請手続</td><td colspan="4">完了報告(1往復のみ)</td></tr>
<tr><td>予約(任意)</td><td colspan="4">補助金の交付が見込まれる工事に対して、交付申請予定額を一定の期間、確保（予約）が可能</td></tr>
<tr><td>補助対象条件
※購入の場合。
リースについては
一部内容が異
なる</td><td colspan="4">契約：補正予算案閣議決定(11/8)以降であること(～遅くとも2023年12月31日)
着工：給湯省エネ事業者の登録以降であること
予約：任意。以下記載内容以降の予約であること
交付申請：以下記載内容以降の申請であること
<table>
<tr><td>設置する住宅</td><td>着工日</td><td>以降の予約が可能</td><td>以降の交付申請が可能</td></tr>
<tr><td>新築注文住宅</td><td>建築着工日</td><td>建築着工日</td><td rowspan="3">住宅の引渡し</td></tr>
<tr><td>新築分譲住宅</td><td rowspan="2">住宅の引渡日</td><td rowspan="2">不動産売買契約</td></tr>
<tr><td>既存住宅（購入）</td></tr>
<tr><td>既存住宅（リフォーム）</td><td>契約工事全体の
着手日</td><td>契約工事全体の
着手日</td><td>工事の引渡し　または補助事業者による給湯器
の利用開始のいずれか早い方</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>交付申請開始</td><td colspan="4">2023年3月下旬　～　(具体的な開始日程は不明)</td></tr>
<tr><td>申請フォーム</td><td colspan="4">公開前</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="4">「委任状」「工事請負契約書の写し」「製品型番が分かる書類の写し」「工事【前】【後】写真」「補助対象者の口座情報が確認できる書類の写し」などが必要となる見通し</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助金の
重複</td><td rowspan="2">他の国庫補助金と
の重複適用不可</td><td colspan="3">次世代ZEH＋等でEFの追加補助を申請しない場合、本補助金の活用可</td></tr>
<tr><td colspan="3">EFのバックアップ給湯器としてのEJに対するこどもエコすまい補助金との併用不可</td></tr>
</table>

事務局HP　https://kyutou-shoene.meti.go.jp/　　概要資料　sanko_kyutouki.pdf (meti.go.jp)

© 2023 The Japan Gas Association

1．(2)給湯省エネ事業について
【参考】 Q&A 給湯省エネ事業(エネファーム)とこどもエコすまい補助金との併用について

- 昨年度では、**EFへの補助金がなかった**が、既存住宅においては、EFのバックアップ熱源のEJに対し、**こどもすまい補助金(現 こどもエコすまい補助金)の申請が可能**であった。
- 今回、**本事業でEFへの補助を受ける場合、EJに対する補助をこどもエコすまいで受けることは不可**であることが示されており、適切な活用をお願いする。
- なお、EFとEJのシステム(系統)が独立している場合については、それぞれでの申請は可能。

質問	回答
エネファームのバックアップ用の熱源として、エコジョーズを設置した場合、エネファームを、給湯省エネ事業へ申請し、エコジョーズ部分をこどもエコすまい支援事業へ申請することはできますか	エネファームのバックアップ用の熱源であるエコジョーズは、ユニット内部、外部設置を問わず、エネファームとエコジョーズは、いずれかの事業に1回のみ申請可能です。両事業へ、それぞれ申請し複数の補助を受けることはできません。
エネファームとは別に（エネファームの付属ではなく）独立したエコジョーズを設置する場合、エネファームを、給湯省エネ事業へ申請し、エコジョーズ部分をこどもエコすまい支援事業へ申請することはできますか	エネファームとは別のシステム（系統が異なる等）として独立したエコジョーズを設置した場合は、要件を満たす両事業へそれぞれ申請し、補助を受けることができます。 なお、交付申請の際は、同一の機器でないことの確認のため、追加書類を求める場合があります。

© 2023 The Japan Gas Association

以　上

© 2023 The Japan Gas Association

経済産業省

※令和5年2月7日一部更新

2022年度
第6回業務委員会
資料№8-4

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金の概要

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

新エネルギーシステム課

事業概要

【令和4年度補正予算300億円】

事業目的

本事業では、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とします。

補助対象

高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）が対象。

※省エネ法に基づくトップランナー制度における省エネ基準を満たすもの等に限る。

	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	ハイブリッド給湯機	家庭用燃料電池（エネファーム）
補助額（予定）	5万円／台	5万円／台	15万円／台

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所）三菱電機

ハイブリット給湯機



出所）リンナイ

家庭用燃料電池（エネファーム）

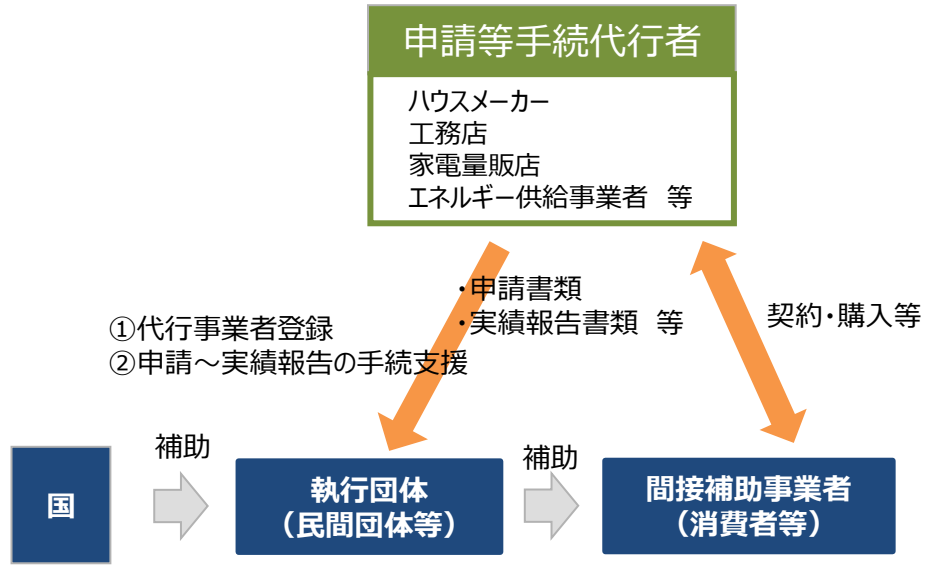


出所）アイシン

事業スキーム

消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用を補助。

※ 申請手続については、消費者等と契約の締結等を行った事業者等が代行する



※補正予算案閣議決定日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工したものに限る。

補助金の対象給湯設備

	家庭用燃料電池	ハイブリッド給湯機	ヒートポンプ給湯機
特徴	都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により発電するもの。エネルギーを燃やさずに直接利用するので高い発電効率が得られる。また、発電の際に発生する排熱を回収し、お湯をつくるため給湯に利用が可能。	ヒートポンプ給湯機とガス温水機器を組み合わせたもの。ふたつの熱源を効率的に用いることで、高効率な給湯が可能。	ヒートポンプの原理を用い、冷媒の圧縮と膨張のサイクルにより、お湯を作り、お湯を貯湯タンクに蓄えて使用するもの
補助額（予定）	15万円／台	5万円／台	5万円／台

【商品例】

家庭用燃料電池（エネファーム）



出所）アイシン

ハイブリッド給湯機



出所）リンナイ

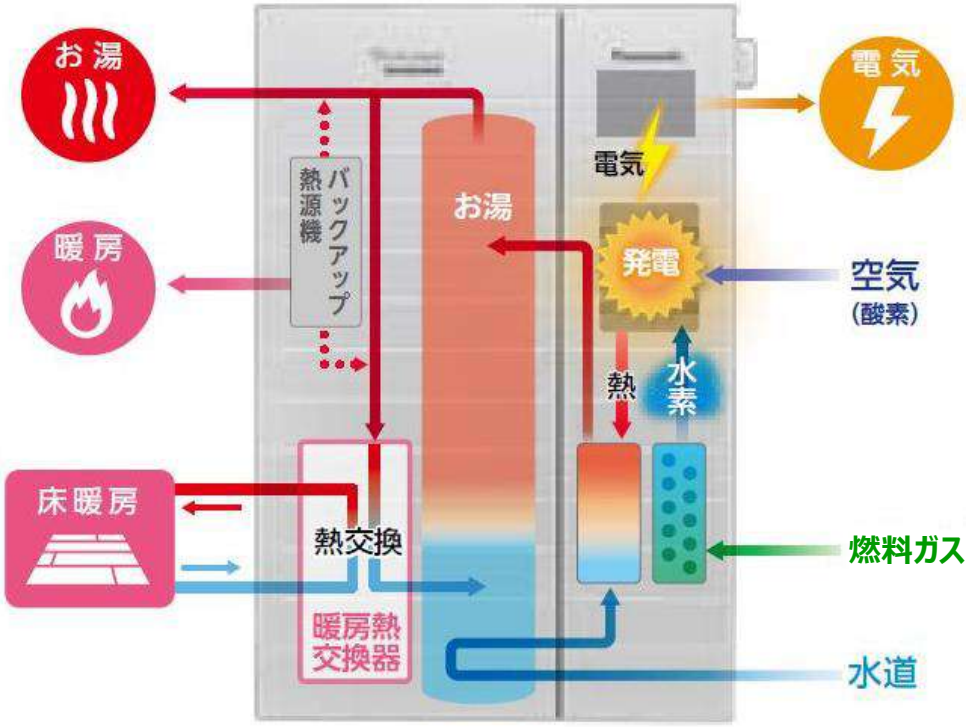
ヒートポンプ給湯機（エコキュート）



出所）三菱電機

家庭用燃料電池の支援対象製品

- 家庭用燃料電池の支援対象機器は、都市ガスやLPガス等から水素を作り、その水素と空気中の酸素の化学反応により、発電するものとする（燃料電池の形態により、固体高分子形燃料電池（PEFC）と固体酸化物形燃料電池（SOFC）に分類される）。
- 支援対象製品は、一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）の製品登録に必要な要件を満たしたもの。



出所）パナソニック　※一部、資源エネルギー庁編集

＜FCAの製品登録に必要な主な要件＞

■固体高分子形燃料電池

＜燃料電池関連＞

- ✓ 定格運転時に0.5~1.5kWの発電出力があること。また、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）は50℃以上であること。
- ✓ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。
- ✓ 定格運転時における低位発熱量基準の発電効率33%以上、総合効率が80%以上であること　等

＜貯湯関連＞

- ✓ 燃料電池ユニットの排熱を蓄えられる貯湯槽を有すること。
- ✓ 貯湯容量が150L以上であること。　等

■固体酸化物燃料電池

＜燃料電池関連＞

- ✓ 定格運転時に0.5~1.5kWの発電出力があること。また、熱出力温度（燃料電池ユニット部出口における温水温度）は60℃以上であること。ただし、定格運転時における低位発熱量基準の発電効率が47%以上かつ熱出力温度が65℃以上の場合、発電出力は0.4kW以上とする。
- ✓ 燃料電池の排熱を回収し、熱を有効利用できる機構を持つこと。
- ✓ 定格運転時における低位発熱量基準の発電効率40%以上、総合効率が80%以上であること　等

＜貯湯関連＞

- ✓ 燃料電池ユニットの排熱を蓄えられる貯湯槽を有すること。
- ✓ 貯湯容量が50L以上であること。　等

ハイブリッド給湯機の支援対象製品

- ハイブリッド給湯機の支援対象機器は、熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器。
- 支援対象製品は、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上のもの。

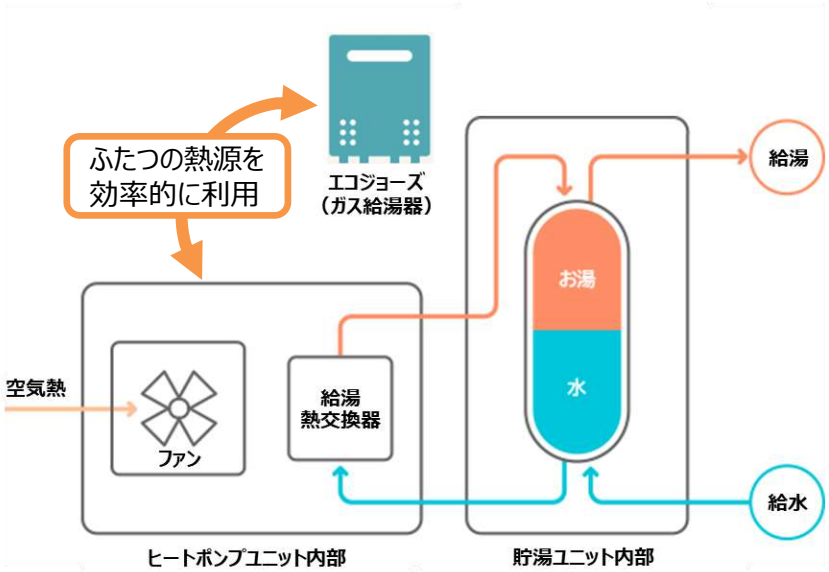


図　ハイブリッド給湯機の仕組み（給湯の場合）

出所）ノーリツ



出所）リンナイ

ヒートポンプ給湯機の支援対象製品

- ヒートポンプ給湯機の支援対象機器は、省エネ法上のトップランナー制度の対象機器である「エコキュート」。
- 支援対象製品は、上記のエコキュートのうち、2025年度の目標基準値以上のものとする。ただし、「おひさまエコキュート」については、おひさまエコキュートに適した測定方法が確立されていないため、2025年度の目標基準値を満たしていないものも対象。

ヒートポンプ給湯機（エコキュート）の省エネ基準

2025年度目標の区分					2025年度目標基準値
区分名	想定世帯	貯湯缶数	貯湯容量	仕様	
A	少人数	–	–	一般地	**3.0**
B				寒冷地	**2.7**
C	標準	一缶	320L未満	一般地	**3.1**
D				寒冷地	**2.7**
E			320L以上550L未満	一般地	**3.5**
F				寒冷地	**2.9**
G			550L以上	一般地	**3.2**
H				寒冷地	**2.7**
I		多缶	–	一般地	**3.0**
J				寒冷地	**2.7**

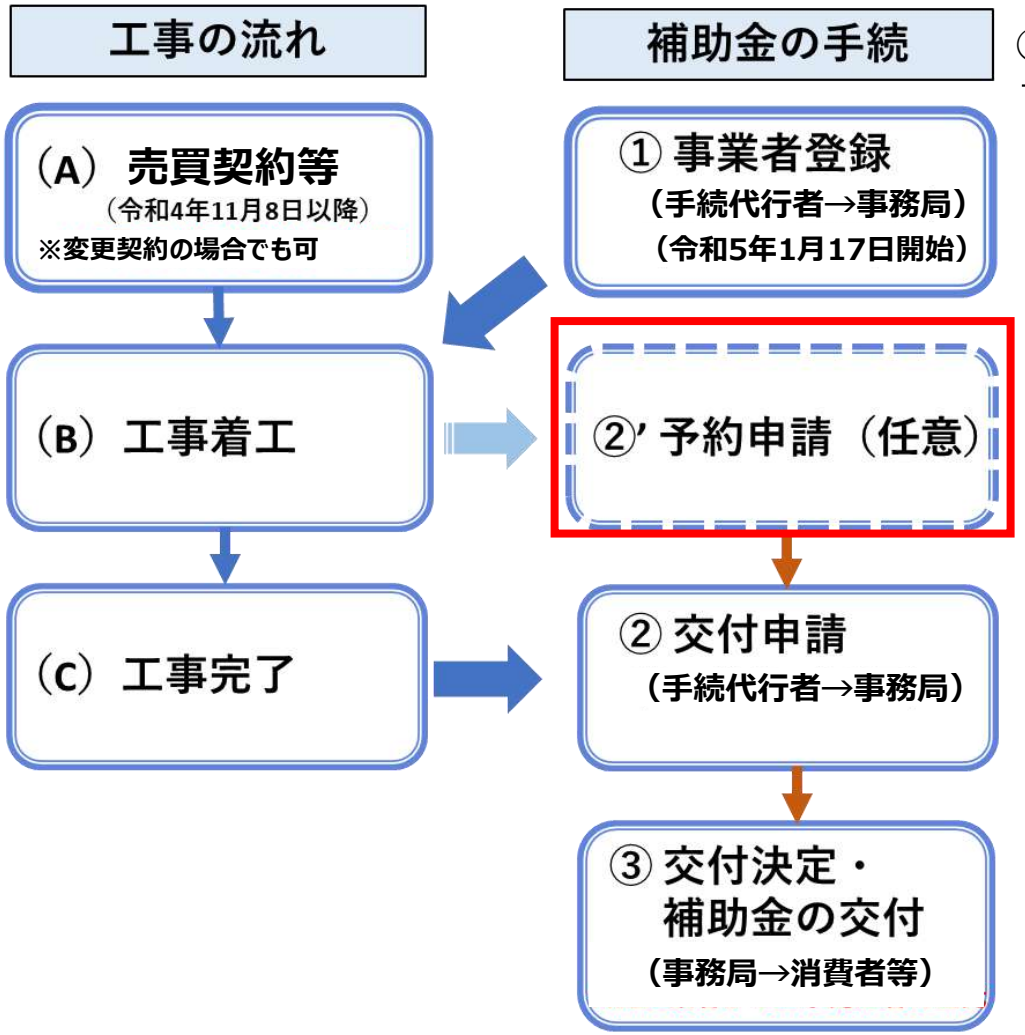
おひさまエコキュート

（太陽光発電の余剰電力を活用したヒートポンプ給湯機）

- ✓ 太陽光発電の電気を活用することで、利用者は、**光熱費の削減**が可能（条件によっては、太陽光パネルの貸与も可能）
- ✓ 電力会社は、おひさまエコキュート専用の電気料金プランを提供。
- ✓ 日本全体では、**カーボンニュートラル、電気需要最適化にも貢献**。



基本的な申請の流れ



① 着工前に手続代行者の基礎情報を事務局に必ず登録

補助金の交付を約束するものではないが、登録以降着工可能。この時点で住宅（物件）の特定は必要なし。なお、こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、本事業の事務局の開設日（令和4年12月16日（開設日以降にこどもみらい住宅支援事業に登録申請した場合は、その申請日））以降着工可能。

※令和5年2月7日更新

②‘工事着工後に補助金の予約申請が可能（任意）

予約申請後3ヶ月以内に交付申請がない場合は予約取消

※予約の工事着工日の考え方は購入・工事タイプとリースタイプで異なるため、事務局HPを確認すること。
https://kyutou-shoene.meti.go.jp/news/2023020702.html

② 手続代行者は、全ての工事完了後に事務局に交付申請
※申請手続きは、手続き代行者のみ可能です

③ 事務局の審査が完了次第、交付決定

交付決定後、所定の請求手続を経て補助金を交付。
補助金は消費者等に直接交付

＜申請時に必要となる書類＞
詳細は未定ですが、契約日及び着工日確認出来る書類として、契約書の写し、着工前写真（日付入り）、機器設置後写真（日付入り）、給湯器の個別番号（品番等）が確認出来る写真や書類など が必要となる予定です。

種別毎の申請者について

	新築住宅※			既存住宅※		
	注文	分譲		戸別リフォーム		大規模修繕
	戸建	戸建	共同住宅等	戸建	共同住宅等	共同住宅等
持家	施主	購入者		家主		家主又は管理組合
賃貸	貸主			貸主又は借主		

※ 新築住宅とは、完成（完了検査済証の発出日）から１年以内で、人の居住の用に供されたことのない住宅をいいます。既存住宅とは新築住宅以外の住宅をいいます。

１戸当たりの台数制限

戸建	共同住宅等
２台以内	１台以内

残予算の公表

本事業では、事後申請制を採用することから、こまめに残りの予算額を開示する予定

契約日と着工開始日の考え方

契約日の考え方について

閣議決定日である令和4年11月8日以降に、補助対象である給湯器の導入を決定する契約（変更契約を含む。原契約と併せて提出すること）する補助事業を対象とします。

着工開始日の考え方について

手続代行者が、事業者登録申請日（事項参照）以降に着工する補助事業を対象とします。
着工日の定義は、住宅の種別に応じて下表の通りとします。

<table>
<tr><th colspan="3">新築住宅</th><th colspan="3">既存住宅</th></tr>
<tr><td>注文</td><td colspan="2">分譲</td><td colspan="2">戸別リフォーム</td><td>大規模修繕</td></tr>
<tr><td>戸建</td><td>戸建</td><td>共同住宅等</td><td>戸建</td><td>共同住宅等</td><td>共同住宅</td></tr>
<tr><td>建築工事の着手日</td><td colspan="2">住宅の引渡日</td><td colspan="3">給湯器の設置開始日（１台目）</td></tr>
</table>

手続き代行者の登録について

- 本補助金にかかる手続きについては、申請者（補助対象者）と契約している事業者（手続き代行者）が、申請者（補助対象者）に代わり交付申請等の手続きを行っていただきます。
- 手続き代行者の登録は、令和５年１月17日に事務局ホームページにおいて開始。
- ただし、本事業の事務局開設日（令和４年１２月１６日） より前に「こどもみらい住宅支援事業」に登録している事業者は、所定の手続きにより反対の意思がなされた場合を除き、本事業の事務局開設日（令和４年１２月16日）を登録日とみなします（事務局開設日以降に「こどもみらい住宅支援事業」に登録した場合は、その申請日を事業者登録日とみなします）。
- 交付申請を行うためには、今後選定される予定の事務局が定める登録規約に同意の上、所定の書類を提出し、本事業の事業者登録を完了する必要があります。

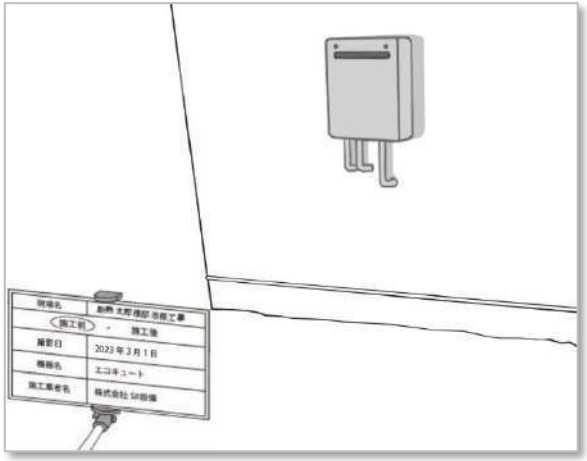
※本事業の目的に鑑み、事業者の皆さんにはリフォーム等による省エネルギー効果について消費者等に対する情報提供等を求めます。

工事写真について【※令和5年2月7日更新】

本事業の交付申請には、**給湯器の工事前後及び導入した給湯器の銘板（家庭用燃料電池（エネファーム）並びにハイブリッド給湯機の場合）の写真**の提出が必要です。
下の例を参考に、それぞれ忘れずに撮影を行ってください。
いずれかの写真が提出できない場合、補助対象となりませんので、十分ご注意ください。
（大規模改修等の場合、補助対象となる給湯器を設置するすべての住戸について、工事前後及び導入した給湯器の銘板の写真が必要です）

工事【前】に撮影する写真

古い給湯器の写真



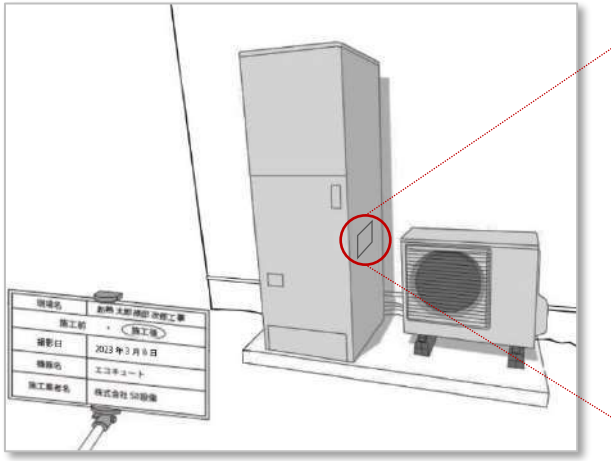
【撮影時の注意事項】
・新築注文住宅は、設置予定の場所の写真を撮影
・リフォームは、古い給湯器の全体が収まるように撮影
・工事看板等*を設置し、
少なくとも工事（撮影日）の日付がわかるように撮影

※新築分譲住宅は工事前写真の提出は不要

※2023年2月28日以前の工事については、
「工事前写真提出免除依頼書」の提出により、
工事前写真の提出が免除される場合があります

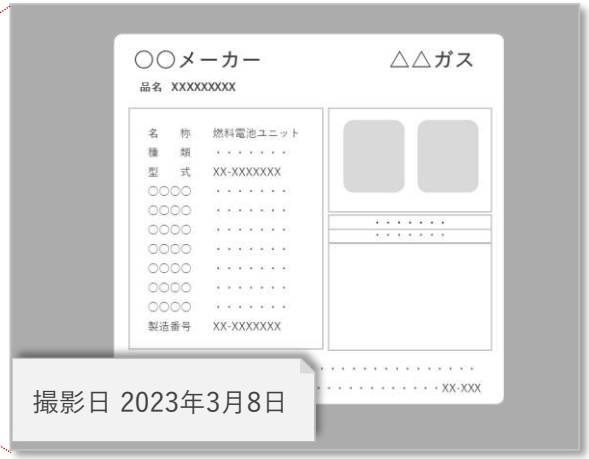
工事【後】に撮影する写真

新しく導入した給湯器の写真



【撮影時の注意事項】
・補助対象全体が収まるように撮影
・古い給湯器と同じ場所に設置する場合、
画角や距離を工事前写真と合わせて撮影
・工事看板等*を設置し、少なくとも工事（撮影日）の
日付がわかるように撮影してください

新しく導入した給湯器の銘板ラベルの写真



【撮影時の注意事項】
・製品型番・型式が確認できるように撮影
［家庭用燃料電池（エネファーム）］
燃料電池ユニットの銘板を撮影
（固体高分子形燃料電池（PE）は
貯湯ユニットの銘板も合わせて撮影）
［ハイブリット給湯機］
ヒートポンプユニットの銘板を撮影
［エコキュート］
保証書の写しを添付するため、写真の撮影は不要
・工事看板等*を設置し、
少なくとも工事（撮影日）の日付がわかるように撮影

＊：必ずしも工事看板である必要はありません。（手書きの紙等でも可）。また、撮影後、画像編集により、日付を入れることは認められません。
ただし、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有する電子看板アプリ等を利用し、後で撮影日が検証できるものはこの限りではありません。

「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」と主な他の補助金との重複申請可否について

【新築向け】

- **次の事業は、本事業における支援対象機器が補助事業の対象経費等に含まれているため、重複申請不可。**

➢ 国土交通省

- こどもエコすまい支援事業
- 地域型住宅グリーン化事業
- LCCM住宅整備推進事業

➢ 経済産業省

- 次世代ＺＥＨ＋実証事業（ただし、家庭用燃料電池に限り、同事業で加算補助申請をしない場合は、本事業へ重複申請可）
- 超高層ZEH-M実証事業

➢ 環境省

- ＺＥＨ等（ＺＥＨ＋含む）支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）
- 低層ZEH-M支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）
- 中高層ZEH-M支援事業

「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」と主な他の補助金との重複申請可否について

【既築向け】

- **次の事業は、本事業における支援対象機器が加算対象となっているため、その加算を受けない場合に限って、本事業の申請が可能。**
 - ➢ 国土交通省
 - こどもエコすまい支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）
 - 住宅エコリフォーム推進事業／住宅・建築物省エネ改修推進事業
 - 長期優良住宅化リフォーム推進事業

 - ➢ 環境省
 - 既存住宅の断熱リフォーム支援事業（家庭用燃料電池は同事業の支援対象となっていないため、本事業に申請可能）

【注：自治体の実施する事業との併用について】
その他自治体で実施する事業との併用については、補助制度を行っている自治体に併用の可否をご確認ください（自治体事業の財源が国庫負担となっている場合は重複申請不可）。